

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5038	50380001		社団法人日本商品投資販売業協会	1	商品投資以外の投資に関する運用規制の撤廃	商品投資に係る事業の規制に関する法律第2条第1項に規定する商品投資により運用する金額が、運用財産の総額の1/2超となる場合において金融商品を投資対象として組み入れることが可能となっているが、この商品ファンドの従たる部分である「商品投資以外の投資」に関する運用規制の撤廃を要望する。	投資対象をより自由にそして機動的に選択できるようになり、相関性の低いものを組み合わせることにより、商品ファンドの安定運用の道が開かれ、投資家の期待する収益の安定性に寄与することにつながるようになる。	本件は、「規制改革推進3か年計画等のフォローアップ結果」(平成15年5月内閣府公表)において、「平成15年度早期に措置する」旨を踏まえて、速やかな対応を要望する。	商品投資に係る事業の規制に関する法律第2条 通達 商品投資販売業者の業務の運営に関する基本事項について	金融庁 農林水産省 経済産業省	
5038	50380002		社団法人日本商品投資販売業協会	2	年金資金運用品目としての商品ファンドに基づく商品投資受益権を解禁する	厚生年金保険法における年金給付等積立金の運用方法として、商品投資に係る事業の規制に関する法律上の商品ファンド(商品投資受益権)による運用を明示的に認めることを要望する。第136条の3第1項第4号に項目を追加し、「商品投資に係る事業の規制に関する法律」に規定する商品投資受益権の売買を加えることを要望する。	年金資金の運用に携わる者にとって、運用の選択肢の拡大を図り、投資対象として採用するかどうかの投資判断は、運用を専門とする者に委ねられるべきものとする。	投資対象は商品投資であってもあるいは株式投資であっても、運用におけるリスク管理が極めて重要なことは言うまでもないことであり、決して投資商品の属性ではないと考える。今日では、運用の世界において多種多様な運用商品が提供されており、パフォーマンスにおけるリスク管理の面では金融工学的な角度より、またスキームにおけるリスク管理はリーガルの視点より、と厳しい管理手法が採られている。将来的な年金受給の効率性を鑑み、幅広い選択肢の中で採用に耐えられるかどうかのデューデリジェンス機能より検討の可能性を要望する。	厚生年金保険法第136条の3	厚生労働省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5038	50380003		社団法人日本商品投資販売業協会	3	クーリング・オフの撤廃	「商品投資に係る事業の規制に関する法律」第19条(書面による解除)は、いわゆるクーリング・オフの規定であるが、撤廃を要望する。	商品ファンドは、多くの投資家による資金を集めて運用にまわされるものであるが、契約が終了しても解除期間が設けられているため、運用に向けて資金投下が出来ないことによる投資機会の逸失が発生する可能性がある。ひいては、これは他の投資家の利益をそぐ要因にも繋がりがかねない。	このクーリング・オフ規定は、金融商品販売法が制定される以前は、業者と投資家との間における情報量の格差等による実質的不平等性を補完する主旨背景があったと解釈されるが、金融商品販売法が制定されたことにより、同法第3条の説明義務の履行により、また第4条損害賠償責任に服することにより実質的不平等性を補完し、更に投資家に求められている自己責任原則の精神をもって、両者間の法的安定性が図られているものとする。	商品投資に係る事業の規制に関する法律第19条	金融庁 農林水産省 経済産業省	
5038	50380004		社団法人日本商品投資販売業協会	4	商品投資顧問業者の資本金要件の軽減	商品投資顧問業者の許可にあたる資本金要件の軽減を要望する。	国内における商品投資顧問業者の参入が進み、商品ファンドの運用委託先が増えることによって、商品設計上の幅が広がる。併せて、投資家に運用商品の幅広い選択肢を提供できることになる。	欧米では、CTAは登録制で、自己運用で好結果を残した投資家が、他人の資産も運用するといった形で多くのCTAが参画している。これに対して国内の商品投資顧問業者は株式会社でかつ資本金が一億円以上の要件が付されている。今後の商品ファンドの発展を考えると、CTAの育成は必要不可欠であり、顧問業者の資本金要件の緩和を要望する。運用に携わる顧問業者は優勝劣敗という「結果の平等」の世界であることはいままでもないものの、「機会の平等」の観点より、認可証券投資顧問業者の最低資本金額(5000万円)並を要望する。	商品投資に係る事業の規制に関する法律第32条第2項第1号 商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令第11条第1項	農林水産省 経済産業省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5039	50390001		社団法人 リース事業協会	1	資産流動化法の特定目的会社の借入先制限の緩和	<p>・本事項については、平成16年3月に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画」において、「貸金業者等による特定目的会社への貸付に対するニーズについて調査を行い、結論を得る(平成16年度中に検討・結論)」とされた。・早急に、SPCの借入先について貸金業規制法に基づく貸金業者などを追加する措置が講じられることを要望する。</p>	<p>プレーヤーの増加により、資産流動化が促進される。特に不良債権処理に貢献するものと思われる。</p>	<p>SPCに対して貸付を行う者に対して投資者保護措置と同様の保護を与える根拠はない。むしろ貸金業者にとっては事業機会の拡大に繋がるメリットがある。昨年、同要望に対して金融庁から「貸金業者等によるSPCへの貸付に対するニーズについての調査を行い、平成16年度までに結論を出すこととする。」との回答が示された。しかしながら、ニーズというものは制度が変わることで生まれることもあり、現段階におけるニーズの有無を判断したうえで制度改正の必要性を見極めるのではなく、規制の必要性がないのであれば、規制をなくす、あるいは緩和するという考え方を探るべきではないかと思われる。</p>	<p>資産の流動化に関する法律第150条の6、施行規則第41条</p>	金融庁	
5039	50390002		社団法人 リース事業協会	2	債権譲渡登記制度の拡充	<p>①出頭による申請窓口を各出張所に広げること。②オンライン申請のシステム拡充、手続の簡素化を図ること。</p>	<p>・債権流動化市場の発展に寄与する。</p>	<p>「規制改革・民間開放推進3か年計画」(2004年3月19日)においては、「オンライン申請について、債権個数の上限は廃止し、情報量による制限のみとする」とされている。しかし、情報量による制限が維持される限り、オンライン申請の利便性が改善するとは言いがたい。債権個数の上限を撤廃するだけでなく、情報量による上限を大幅に引上げるべきである。併せて、申請窓口の拡充も行うべきである。</p>	<p>債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例に関する法律</p>	法務省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5039	50390003		社団法人 リース事業協会	3	サービサー法に関する改正要望	債権管理回収業に関する特別措置法(サービサー法)は、金融機関等の不良債権処理の促進を図るための特別措置法という臨時的な位置付けで制定された法律であるが、資産流動化・証券化における債権管理回収業務は、常に一定のニーズのあるものであり、恒久的な制度として本制度を整備していくという観点から以下事項を要望する。 1. 「債権回収」にかえて、「サービサー」を商号中に用いることが可能になることを要望する。2. 一般事業法人の有する売却債権、請負代金債権などの取扱ができるよう、特定金銭債権の範囲の拡大を要望する。3. 資産流動化・証券化スキームにおける正常債権の管理回収に係るマスター・サービシング業務やプライマリー・サービシング業務についても、交渉履歴の作成義務があるなど不良債権の管理回収を想定した現行のサービサー法の規制が及んでいるが、緩和を要望する。4. 債権管理回収業に係る貸金業、事業再生ビジネス、アセットマネジメント業務など、債権管理回収業にかかわる周辺業務については、承認制ではなく、届出制に緩和することを要望する。	・金融機関、一般事業法人の不良債権処理の促進・金融機能のアンバンドリングに寄与・金融機関、一般事業法人の債権管理回収業のアウトソーシングによる業務効率化に寄与	1. サービサー会社では、通称として「サービサー」を使用しているところも多く、「サービサー」が定着していること。「債権回収」には後ろ向きな印象が付きまとい、サービサーの業務が拡大するなかで、円滑な事業展開を前向きに進められるため。2. 一般事業法人の不良債権処理のニーズが高い。また、一般事業法人においても債権管理回収業務のアウトソーシングのニーズも高いと思われるため。3. 資産流動化・証券化スキームにおける正常債権の管理回収業務についても、交渉履歴の作成が義務付けられている。このため、債務者(SPC)に書面を交付したときも、逐一、交渉履歴に記録しなければならず、事務作業が繁雑となっているため。4. 兼業承認を受けるまでのコスト・時間がかかり、迅速な業務展開ができないため。昨年、同要望に対して法務省から「債権管理回収業の実情やニーズを把握するため、業界団体等からのヒアリング調査などを今年度中に行い、その調査の結果を踏まえて、法改正を含めた検討をする。」との回答が示された。早急な措置を期待する。	債権管理回収業に関する特別措置法	法務省	
5039	50390004		社団法人 リース事業協会	4	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律の廃止	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律により貸金業者のみに課せられている社債発行の登録手続を廃止し、証券取引法により、貸付債権を保有する発行会社に対して一律的な制度を構築することを要望する。		貸付債権のリスクは他の事業会社が行う業として行うものではない貸付においても内在するリスクであり、金融業者の貸付業務に固有なものではない。したがって、規制の目的が投資家保護にあるのであれば、貸金業規制法に規定する貸金業者等のみを規制の対象とする合理的な理由はない。昨年、同要望に対して、金融庁から「本法制定前は、出資法において、貸金業者等が「社債名義」を使って預金まがいの勧誘を行うことを防ぐため、貸金業者等が貸付資金に充てる目的で社債等を発行することが禁止されていたところ、本法の制定により社債の購入者等の保護を図りつつ解禁するに至ったものである。以上の経緯を踏まえ、社債の購入者等の保護に資する観点から、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律を廃止することは困難である。」との回答が示された。平成9年5月「ノンバンクに関する懇談会」報告書 5.(2)「ディスクロージャーの強化」には、「社債を含む有価証券に係る投資家保護は、証券取引法によるディスクロージャーや公正取引ルールによるのが基本」としており、さらに「社債発行ノンバンクに対するディスクロージャーの義務づけについては、本来、証券取引法で行うべきではあるが、…<省略>…当面、暫定的に、貸金業規正法等の他の法令で手当てするのでもよいのではないが、との意見があった。」と「当面、暫定的に」と明記されている。上記措置困難の回答は、報告書の内容に反するものであり、遺憾な回答である。すでに法施行から5年が経過しており、見直しの時期となっている。	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律	金融庁	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5039	50390005		社団法人 リース事業協会	5	詐欺的金融犯罪の取締制度の抜本的整備	<p>出資法1,2条の立法論的妥当性を検討し、過剰規制を廃して、詐欺的金融犯罪の取締制度を改めて整備すべきである。&lt; * 1&gt;【参考】「1999/7金融審議会第一部会中間整理(第一次)」東大・神田教授意見発表資料「いわゆる悪質商品の取扱いをどうすべきかという問題がある。この点については、我が国におけるこれまでの歴史に鑑みると、その対応等の面において典型的に別物として取扱ってきた面もあるので、基本的方向性としては、金融関連の詐欺的行為を禁止する法律を制定し、そちらで取締ることを検討することが望ましい(現在では、いわゆる出資法で一部取締りが可能であるが、出資法のように預り金を一律に禁止するような法律は、その立法論的な妥当性につき再検討する必要がある)。」</p>	<p>例えば、匿名組合契約による出資受入などにおいて、出資金の全部または一部について営業者が保証する。・エスクロー事業(二当事者の取引のクローズングにあたり、第三者が資金を預かって管理することにより、取引上の危険を転換して取引を円滑にするもの)&lt; * 2&gt;</p>	<p>・1条は、そもそも全面禁止されるべきものではない。出資者の認識と保証者の支払能力の問題であり、不当表示規制や金融商品販売規制として整理されるべきではない。          ・金融庁は、「安全であると誤信して出資した一般大衆が不測の被害を被ることを防止する趣旨」とし、法務省は、「誤解を与える危険性が高く、これを一般的に許容した場合、一般大衆に不測の損害を与える危険が多分にある」とする。しかし、誤信によるものであれば、誤信しないように表示、説明をさせるという規制であるべきであろう。また、誤解を与える危険が多分にあるというのも、決して難しい話ではないのであって、おかしい。これを全面的に禁止し、仮に被害が発生していない場合でも3年以下の懲役という重い刑罰の対象となるというのは、果たして制度として妥当であるといえるのであろうか。          ・一般大衆の被害・損害というのは、実際に騙しによって起こっているのであり、問題の捉え方を誤っている。つまり、禁止・処罰の対象は、金融商品において約束された運用行為等が現実に行われていないことであり、この点に焦点を当てた新たな規制を構築すべきである。          ・2条は、預り金の概念が曖昧あるいは広すぎる。刑罰があり、罪刑法定主義の観点から妥当性に疑問がある。          &lt; * 3&gt;・法務省は、「その意義が明確に規定されており、その概念が不明確であるとは言えない」とするが、預金と同様の経済的性質を有するものということの解釈の幅は相当広い。また、「無条件に許容した場合、一般大衆に不測の損害を及ぼす」というのも、1条と同様に騙しによって起こっている問題である。          ・戒厳令型・前時代的処罰法規は、金融取引その他サービスの発展に目に見えにくい悪影響を及ぼしている。          ・「金融サービス法」等の金融関連法制と出資法との係わり合い、適用関係等が、経済社会情勢の進展に対応し、その発展に貢献するものとなるよう、引き続き制度整備の努力をしていくことが必要である。</p>	出資法第1条、第2条	法務省、金融庁、警察庁	<p>&lt; * 1&gt;出資法が現に果たす役割は詐欺罪の前段階的な処罰と思われ、これは不当な表示・勧誘により行われるので、不当表示防止法を独禁法の枠組みから切離して整備し、罰則強化、警察管轄とすることは検討できないか。相手方の属性(個人かプロか)の観点も必要と思われる。          &lt; * 2&gt;エスクロー事業が出資法2条に抵触するのかが判然とせず、抵触するとの解釈も表明されており、事業を行うとする際の重大な障害となる。          &lt; * 3&gt;例えば、不動産会社が賃貸事業で預かる敷金等、継続取引業者間の取引保証金などはどう解釈されるのか。</p>
5039	50390006		社団法人 リース事業協会	6	社債及び短期社債に関する取締役会での決議義務付けの見直し	<p>社債及び短期社債についても、商法上はガバナンスの観点から「多額の借財」の取扱いと同等に位置付けるべきであり、商品性のみに基づく取締役会決議の義務付けは廃止されるべきである。</p>	<p>資本市場の拡大・活性化。</p>	<p>社債、短期社債について、包括決議での運用や、短期社債における商法296条の特例により機動性を確保すべき措置が講じられてはきているが、そもそも他の調達手段と区別して取締役会決議を義務付ける合理的な理由は乏しい。銀行借入等他の調達と比較して企業の資金調達の機動性を損なっているのは事実であり、投資家保護の観点からは証券取引法上の各種規定で十分。昨年、法務省は「社債の発行手続の見直しの要否は、他の資金調達手段との異同等の観点から、会社法制の現代化に係る議論の一環として検討されている。この会社法制の現代化については、「規制改革推進3か年計画(再改定)」(平成15年3月28日閣議決定)において平成17年を目途に法案提出予定とされている。この予定を目標に法制審議会において検討されており、上記の閣議決定されたスケジュールに従って検討を行ってまいりたい。」と説明している。見直しの方向で検討がなされることを要望する。</p>	商法第296条、社債等の振替に関する法律第83条	法務省民事局 参事官室、金融庁総務企画局 市場課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5039	50390007		社団法人 リース事業協会	7	銀行関連会社における保険代理店業務の解禁	銀行関連会社の保険募集業務等の業務を解禁すること	○リース会社では営業資産に動産総合保険を付保していることから保険の取扱量は膨大であり、要望が実現した場合にはリース会社社員が保険業務に精通してユーザーへの詳細説明や新保険商品の提供等が可能となる。 ○現在外部へ委託している保険付保(代理)業務を自社で行うことにより保険料の引き下げが可能となり、リース料低廉化によるリース利用増進に繋がる。	保険募集業務(登録制)は、以前は銀行・証券会社に認められていなかったが、証券取引法改正(平成10年)による大幅な業務範囲拡大、保険業法改正(平成12年)による保険商品販売解禁など、徐々に規制緩和が進んでいる。一方で、一時は全面解禁の動きがあった保険募集業務が、本年3月に「弊害防止措置の実効性をモニタリングしながら3年後に全面解禁の方向」となったことから、現行は銀行系リース会社のみが当該規制の対象となっていること。なお、他系列リース会社は同業でありながら対象外となるなど、業務範囲に不公平が生じていること。	保険業法	金融庁	<*1>出資法が現に果たす役割は詐欺罪の段階的な処罰と思われ、これは不当な表示・勧誘により行われるので、不当表示防止法を独禁法の枠組みから切離して整備し、罰則強化、警察管轄とすることは検討できないか。相手方の属性(個人かプロか)の観点も必要と思われる。<*2>エスクロー事業が出資法2条に抵触するのかわかりませんが、抵触すると解釈も表明されており、事業を行うとする際の重大な障害となる。<*3>例えば、不動産会社が賃貸事業で預かる敷金等、継続取引業者間の取引保証金などはどう解釈されるのか。
5039	50390008		社団法人 リース事業協会	8	貸金業法の抜本的見直し	昨年8月改正の貸金業法附則第12条第1項に規定された施行後3年を目途とする貸金業制度のあり方の見直しについて、早急に検討のための審議の場を設定することを要望する。	昨年8月改正の貸金業法附則第12条第1項に規定された施行後3年を目途とする貸金業制度のあり方の見直しについて、早急に検討のための審議の場を設定することを要望する。	貸金業の規制等に関する法律	金融庁		

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5039	50390009		社団法人 リース事業協会	9	銀行法の代理店規制／貸付業務に限定した代理店の貸金業者への解禁	【規制内容】銀行の業務の全部又は一部を代理する者は、金融機関を除く法人にあっては、委任銀行の100%子会社またはその銀行持株会社の子会社でなければならない。【改革要望内容】銀行業務のうち貸付業務に限り、銀行子会社でない貸金業者(貸金業規制法の登録を受けた者)の代理を認める。	貸金業者が独自の営業店網で接触する顧客に対し、銀行ローンの契約の成約業務を行う。	貸金業者は、貸金業規制法の規制のもと、金銭貸借の媒介を行うところ<＊1>、銀行の貸付けについては、媒介は可能としても代理ができない。これからの貸金業者は、いろいろな営業形態の展開が考えられるべきであり、それにより資金需要者のニーズに応え、融資事業の正常化が図られる必要がある。その場合の形態として、貸金業者が貸付金を自己の資産としないで代理業を行い手数料を取得する形態がある。これは銀行にとっても貸付を拡大する手法となるし、不適切な者には委任しなければよいので問題もない。昨年、同要望に対して金融庁から「代理店制度については、金融機関の健全性や決済システムに与える影響等の観点を踏まえつつ、資本関係等について見直しを行うこととし、16年度中に検討を行い、措置することとする。」と回答があった。早急な措置を期待する。	銀行法施行規則10条が引用する同9条の3第2項8号ロ	金融庁	<＊1>出資法が現に果たす役割は詐欺罪の前段階的な処罰と思われ、これは不当な表示・勧誘により行われるので、不当表示防止法を独禁法の枠組みから切離して整備し、罰則強化、警察管轄とすることは検討できないか。相手方の属性(個人かプロか)の観点も必要と思われる。<＊2>エスクロー事業が出資法2条に抵触するのかわかりず、抵触するとの解釈も表明されており、事業を行うとする際の重大な障害となる。<＊3>例えば、不動産会社が賃貸事業で預かる敷金等、継続取引業者間の取引保証金などはどう解釈されるのか。
5039	50390010		社団法人 リース事業協会	10	信託法第58条の見直し・信託宣言やチャリタブルトラストの制度の創設	信託法58条の規定により、受益者が単独の場合においては信託の解除リスクがあるため、証券化のスキーム上問題になることがある。信託法58条の改正を望む。また、英米法における信託宣言やチャリタブルトラストの制度の創設を望む。	証券化のスキーム上倒産隔離性が高く税制上も優遇性が確保できるビークルとして資産流動化法上の特定目的会社(以下TMK)の制度があるがTMKへの出資金を保有する者としては、いまだにケイマンSPCが使われることが多い。(特定持分信託の制度は、上記の理由からリーガル的には若干のリスクが残ると解されており、複数のものを受益者にする必要があるなど使い勝手が悪くなってしまっている。)	上記の通り、英米法における信託宣言やチャリタブルトラストに代わる仕組みとして、資産流動化法上の特定持分信託や中間法人が利用されることがあるが、使い勝手などの理由からいまだにケイマンSPCが使われるケースが多い。信託法の見直しなどを行うことで証券化の仕組み上、より使い勝手がよく、低コストで国内完結しやすくなる制度の創設を望む。昨年、同要望に対して金融庁及び法務省から「SPC法の特定持分信託に関して、信託法第58条の特例を設けることについて検討し結論を得る。更なる信託スキームの活用に関する商事(営業)信託関連法制の見直しを行う。資産流動化に際しての信託宣言の許容に関して検討し結論を得る。」との回答があった。早急な見直しを期待する。	信託法第1条、同法第58条、資産の流動化に関する法律第31条の2	金融庁、法務省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5039	50390011		社団法人 リース事業協会	11	有限責任組合制度の整備／取得財産の限定の廃止	「中小企業等投資事業有限責任組合法」の改正により、投資対象範囲の中小企業・未公開企業要件が撤廃され、株式等に加え「社債、金銭債権の取得、金銭の貸付」が認められた。しかし、投資ビークルの法制であるから、「社債、金銭債権の取得、金銭の貸付」の追加に留まらず、対象資産の制限を設けない、純粋なビークル法制とするべき。	証券化のスキーム上倒産隔離性が高く税制上も優遇性が確保できるビークルとして資産流動化法上の特定目的会社(以下TMK)の制度があるがTMKへの出資金を保有する者としては、いまだにケイマンSPCが使われることが多い。(特定持分信託の制度は、左記の理由からリーガル的には若干のリスクが残ると解されており、複数のものを受益者にする必要があるなど使い勝手が悪くなってしまっている。)	上記の通り、英米法における信託宣言やチャリタブルトラストに代わる仕組みとして、資産流動化法上の特定持分信託や中間法人が利用されることがあるが、使い勝手などの理由からいまだにケイマンSPCが使われるケースが多い。信託法の見直しなどを行うことで証券化の仕組み上、より使い勝手がよく、低コストで国内完結しやすくなる制度の創設を望む。昨年、同要望に対して経済産業省から「より一般的な投資ファンド法制を整備するため、投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号)を改正し、投資事業範囲の制限を撤廃することについて、早期に検討し、結論を得る。」との回答があり、法務省及び金融庁から、「出資者の有限責任が確保されつつ内部関係における柔軟なガバナンスが認められるというような特徴を有する新たな事業組織形態として、投資者保護ルールの整備と併せ、私法上の日本版LLC制度の創設を図ることについて検討し、結論を得る。合理的かつ健全な私法上の事業組織形態の在り方について、私法上の問題点の整理と検討を行うとともに、併せて税法上の取扱いも検討する。」と回答があった。早急な見直しを期待する。	信託法等	金融庁	<*1>出資法が現に果たす役割は詐欺罪の前段階的な処罰と思われ、これは不当な表示・勧誘により行われるので、不当表示防止法を独禁法の枠組みから切離して整備し、罰則強化、警察管轄とすることは検討できないか。相手方の属性(個人かプロか)の観点も必要と思われる。<*2>エスクロー事業が出資法2条に抵触するのかわかりませんが、抵触すると解釈も表明されており、事業を行うとする際の重大な障害となる。<*3>例えば、不動産会社が賃貸事業で預かる敷金等、継続取引業者間の取引保証金などはどう解釈されるのか。
5039	50390012		社団法人 リース事業協会	12	証券取引法上の適格機関投資家の範囲拡大	現在、適格機関投資家は銀行等の金融機関や一部の事業会社に限定されている。このうち、事業会社については、以前は貸借対照表の「有価証券」及び「投資有価証券」の金額が100億円以上のもので金融庁長官に届出を行ったものとされている(過去は金額制限が500億円以上であったが、金融審議会での議論を踏まえ引き下げられた)。この範囲を、事業会社については保有有価証券の金額制限を更に5億円程度へと引下げ、また個人投資家についても資力に一定の制限(例:1億円以上)をつけた上で、届出を行ったものについては適格機関投資家の資格を付与するべき。	資本市場の活性化	わが国資本市場の一層の発展と経済活性化のためには、様々なニーズに対応した金融商品の普及が不可欠。現行の公募ルールでは新しい商品に対する柔軟性に欠けるため、まずは私募市場の拡大が喫緊の課題と考えるが、従来の金融機関では積極的なリスクテイクに限界があり、資力とその意志ある投資家を増やすことが市場の厚みに繋がる。届出制をとることで、自己責任原則は徹底できるものと考え。なお、個人については米国でも、資産規模等の制限をつけた上で適格機関投資家の範囲に含めている。	証券取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第4条	金融庁	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5039	50390013		社団法人 リース事業協会	13	信託業法改正の早期成立	信託業務の改正を行い、事業会社の信託業、信託代理店への参入を可能にする。現在、信託業、信託代理店は、金融機関に限られている。	信託業務について、競争が促進されるとともに、顧客への提案等の機会が増え、市場の発展、顧客の利便性の向上に役立つ。	信託業法の改正案が、国会に提出されたが、未だ成立していない。次期の国会において、早期の成立を行い、信託業務の市場の発展、顧客の利便性の向上を実現する必要があるため。	信託業法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第7条の2の2	金融庁	<*1>出資法が現に果たす役割は詐欺罪の前段階的な処罰と思われ、これは不当な表示・勧誘により行われるので、不当表示防止法を独禁法の枠組みから切離して整備し、罰則強化、警察管轄とすることは検討できないか。相手方の属性(個人かプロか)の観点も必要と思われる。<*2>エスクロー事業が出資法2条に抵触するのかが判然とせず、抵触するとの解釈も表明されており、事業を行おうとする際の重大な障害となる。<*3>例えば、不動産会社が賃貸事業で預かる敷金等、継続取引業者間の取引保証金などはどう解釈されるのか。
5039	50390014		社団法人 リース事業協会	14	不動産処分型信託について	信託子会社には、処分型の不動産信託について、一部に限ってしか認められていないことから、全ての金融機関について全面的に解禁すること。	信託業務について、競争が促進されるとともに、顧客への提案等の機会が増え、市場の発展、顧客の利便性の向上に役立つ。	従前に認可を受けた信託銀行には取扱いが認められている業務について、一定の時期以降に認可を受けた信託銀行には認められていないのは合理的な理由がない。昨年、同要望に対して金融庁から「金融機関に課されている他業制限や金融機関の業務との関連性等を踏まえ検討。」との回答が示された。早期に検討が開始され、不動産取引の活性化を図る観点から措置がとられることを期待する。	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令 第2条の2	金融庁	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5039	50390015		社団法人 リース事業協会	15	生命保険募集人の行為規制について	法人である生命保険募集人又は保険仲立人が使用人に対して生命保険契約の申込みをさせる行為をすることを可能にすることを要望する。		構成員契約規制については、1997年12月に行政改革委員会が内閣総理大臣に提出した最終意見の中で「①圧力募集の防止措置として過剰規制である。②販売チャネルについて消費者の選択を狭めるものである。③法的根拠が明確でない。したがって、構成員契約規制は妥当ではなく、廃止すべきである」と指摘されていた。昨年、同要望に対して金融庁から「行政改革委員会の意見を最大限尊重し、金融審議会において構成員契約規制の在り方について、結論を得るべく、引き続き検討を進める。」との回答があった。早急な見直しを期待する。	保険業法第300条第1項第9号、保険業法施行規則第234条第1項第2号、平成10年大蔵省告示第238号	金融庁	<*1>出資法が現に果たす役割は詐欺罪の前段階的な処罰と思われ、これは不当な表示・勧誘により行われるので、不当表示防止法を独禁法の枠組みから切離して整備し、罰則強化、警察管轄とすることは検討できないか。相手方の属性(個人かブローカー)の観点も必要と思われる。<*2>エスクロー事業が出資法2条に抵触するのかわかりず、抵触するとの解釈も表明されており、事業を行うとする際の重大な障害となる。<*3>例えば、不動産会社が賃貸事業で預かる敷金等、継続取引業者間の取引保証金などはどう解釈されるのか。
5039	50390016		社団法人 リース事業協会	16	銀行が販売する住宅ローン関連の長期火災保険について	・平成13年4月、住宅ローン関連の長期火災保険、債務返済支援保険、信用生命保険、海外旅行傷害保険の銀行等による窓口販売が可能になった。・しかしながら、住宅ローン関連の長期火災保険の販売については、居住の用に供する建物の建設等に係るローン関連の保険は対象とするが、賃貸住宅など事業の用に供する建物については対象としていない。	・事業の用に供する建物の取得にあたっては、居住用建物の取得と同じく銀行の資金融資を利用するケースは多い。・取得目的の如何に関わらず住宅ローンの融資にあたっては当該担保物件の損害保険金請求権への質権設定が必須となる場合がほとんどである。・事業用建物に関する火災保険についても銀行が代理店となることで融資実行と同時に保険付保が可能となり、事前に火災保険を手配する手間がなくなり、銀行窓口でのワンストップ手続きが可能になる。	現在、一部の保険について「保険契約者等の保護に欠けるおそれが少ない場合」として銀行による販売が認められているが、その他の保険について銀行が販売することが「保険契約者等の保護に欠ける」とは思われず、一方で、銀行の収益機会を奪い、契約者にとっても得るべき利便性が阻害されている。本年3月に金融審議会金融分科会第2部会が取りまとめた報告書「銀行等による保険販売規制の見直しについて」では、基本的方向性と実施時期について、「契約者や国民全体にとっての利益の増進という視点から、銀行等において原則として全ての保険商品を取り扱えるようにすることが適当であり、その際には、弊害防止措置が適切に講じられることが前提となる。(中略)実施時期については、メリットの実現を目指す観点から、できるだけ早期が望ましい。」としている。早期に銀行等がすべての保険商品を取り扱えるように措置が講ぜられることを要望する。	保険業法第275条、保険業法施行規則第211条第1項第1号	金融庁総務企画局信用課 保険企画室、監督局保険課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5039	50390017		社団法人 リース事業協会	17	信託受益権の有価証券化に関する法規定の整備	信託受益権が有価証券となるよう、信託法に所要の規定を明記するとともに、証券取引法上の有価証券とすること。については、現行の限定列挙主義を改め幅広い概念規定を導入すること。	信託受益権発行企業にとって、資金調達コストの軽減が図れる。	信託受益権の流通性、安全性が高まり、受益権の買い手が増加し、資産流動化市場が活性化する。	信託法、証券取引法	法務省、金融庁	
5039	50390018		社団法人 リース事業協会	18	動産公示制度の確立について	動産譲渡の際の公示制度を整備し、その後、リース物件の登記制度の検討を行うこと。	資金調達の多様化、資産効率の向上に資する。	動産譲渡の公示制度が整備されることで、動産の証券化が推進される。また、リース物件の登記制度が創設されることにより、安定的なリース取引が可能となる。		法務省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5039	50390019		社団法人 リース事業協会	19	債権流動化の消費税の取扱いについて	リース料債権をSPCに譲渡して対価として得た金銭債権の譲渡(譲渡方式流動化)は、国税当局の解釈によれば、消費税法上「その他の金銭債権」として非課税売上にあたる。この指摘に従うと、オリジネーターの課税売上割合(課税売上高/(課税売上高+非課税売上高))が低下することにより、消費税の仕入税額控除額が減少し、結果として消費税の納付額が増加する。資金調達スキームの一環として債権譲渡を実行する場合には、非課税売上扱いしないという例外規定を設けるべきである。割賦債権の流動化についても、不透明な面があるので、同様に例外規定を設けるべきである。	安定的な債権流動化が可能となる	資金調達の一環として行われた債権譲渡に対して、形式的に課税すべきではない。	消費税法施行令第48条第5項	財務省、国税庁	
5039	50390020		社団法人 リース事業協会	20	短期社債等に関する支払調書について	短期社債等の譲渡及び償還等に係る支払調書の提出の義務化を見送ること(平成18年4月以降)	本件の導入に伴い、発行体、金融機関、振替機関は、事務体制整備、システム投資等のコストが発生する。	・短期社債は手形CPの電子化により流動性が高まることが期待されているが、本件導入により、特にディーラーである金融機関の負担が多くなる可能性が高く、流動性が低くなることが懸念されている。・流動性の低下は機動的な発行の妨げともなり、CPを主要な調達手段としている業界において、円滑かつ安定的な資金調達にも影響があると考えられる。	平成16年度税制改正大綱(16年1月16日閣議決定)	財務省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5039	50390021		社団法人 リース事業協会	21	流動化に関する債権譲渡にかかる法整備	債権の譲渡者が法的整理にて経営破綻をきたした場合、破綻前に行われた債権の譲渡が詐害行為として否認される可能性があるが、この点について倒産隔離法制の整備を図ってほしい。		流動化による資金調達において、債権譲渡が合理的な基準によらず否定されるならば市場そのものが縮小することもありうるため、譲渡について法的サポートの検討が必要である。	会社更生法ほか	法務省	
5039	50390022		社団法人 リース事業協会	22	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に係る債権譲渡禁止特約の解除	経済産業省などの一部の国の機関においては、債権譲渡禁止特約の解除が行われているが、すべての国の機関及び地方自治体においても速やかに債権譲渡禁止特約を解除すること。	企業の資金調達の円滑化が図られる。	債権譲渡禁止特約が資産流動化の適格要件の障害となっている。		全省庁	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5039	50390023		社団法人 リース事業協会	23	私募債での社債発行枠制度の創設	私募債を前提としたメディアム・ターム・ノートプログラムのような、負担の少ない社債発行枠制度の創設あるいは制限の緩和を要望する。	・発行枠更新の契約書類を日本語で作成できれば事務負担が大幅に軽減される。・元利金の送金手続が日本国内で完結すれば、事務負担、事務手数料が大幅に削減される。	国内市場では、メディアム・ターム・ノートのように枠を設定して機動的な社債発行を行う場合には証券取引法第23条における発行登録債制度が規定されているが、有価証券報告書の継続開示要件、複数格付の取得要件等公募債を前提とした制度のため、開示の負担が大きいこと。	証券取引法第23条	金融庁	
5039	50390024		社団法人 リース事業協会	24	生命保険の自己契約及び特定契約に係る規制の明確化	生命保険募集人が行なう自己または当該法人と密接な関係を有する法人の保険契約の募集については、その募集が保険料の割引、割戻しを目的としない限りは、代理店手数料の受け取りが可能であることを明示することを要望する。併せて、「保険料の割引、割戻しを目的とする保険募集」の判断基準を示すことを要望する。		生命保険の自己契約、特定契約について、金融庁事務ガイドラインは、「手数料支払等による保険料の割引、割戻し等を目的とした保険募集を行なうことがないよう」保険会社が指導・管理を行なうこととしている。保険料の割引、割戻しを目的とした保険募集を規制することの合理性はあるものの、実際には生命保険協会の生命保険募集代理店運営ガイドラインにより、保険料の割引、割戻しを目的としない募集に関しても一律的に禁止することが規定され、規制範囲を拡大して運用がなされている。昨年、同要望に対して金融庁から「自己・特定契約の規制は、募集手数料を支払う名目で、実質的に特定の保険契約者に対して保険料の割引と特別の利益提供による不公平な保険募集等が行われないようにとの趣旨から設けられているものであり、こうした観点からこれらの規制を見直すことは困難である。」との回答が示された。「実質的に特定の保険契約者に対して保険料の割引と特別の利益提供による不公平な保険募集等が行われないように」との規制の趣旨は理解できるが、現状は、生命保険協会の生命保険募集代理店運営ガイドラインにより、保険料の割引、割戻しを目的としない募集に関しても一律的に禁止することが規定され、過剰な規制手段がとられている。過剰な規制手段を是正するような事務ガイドラインの改正が望まれる。	事務ガイドライン2-2(3)	金融庁	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5039	50390025		社団法人 リース事業協会	25	信用保証協会保証付債権の譲渡対象先の拡大	<p>中小企業保険法により信用保証協会保証付債権の譲渡の相手方としては銀行等の金融機関と整理回収機構・産業再生機構に限定されている。現在、金融庁策定の「リージョンプランニングのアクションプログラム、金融再生プログラム等」に基づき、各金融機関は「デット型の再生ファンド」、サービサー会社などを活用し、債務者の再生を図ることを積極的に企図しているが、再生ファンド、サービサー会社に保証付債権の売却ができないことが、金融機関の不良債権の早期処理、債務者の再生にとって大きな阻害要因となっている。一方で、保証付債権が整理回収機構・産業再生機構に譲渡された債務者に対しては同じく中小企業保険法によりセーフティネット保証の拡充が図られており、官民格差が大きい。よって、法改正あるいは、一定の条件(ex. 再生支援協議会が認定した再生計画案に基づく、債権譲渡であれば認める)を付したうえで、信用保証協会保証付債権の譲渡対象先の拡大を強く要望するもの。</p>	債務者の再生を前提とした信用保証協会保証付債権の譲渡対象先の拡大により、金融機関の不良債権の早期処理、債務者の再生が加速化することが期待できる。	具体的要望内容と同様	中小企業保険法施行令第1条の3ほか	中小企業庁、金融庁	
5039	50390026		社団法人 リース事業協会	26	固定資産税に係る各種減免措置のリース資産への適用	工場誘致等を目的とする固定資産税減免措置について、取得した場合のみ適用が受けられるが、リース会社が取得し、ユーザーにリースする場合も当該減免措置の適用が受けられるようにすること。	取得とリースの競争条件が同一となる。	リースの場合、ユーザーは設備を長期間使用するため、投資促進効果は取得と同等である。	地方税法	総務省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5039	50390027		社団法人 リース事業協会	27	国・地方自治体等のリース契約の取扱いについて	①国については、リース契約を地方自治体と同様に長期継続契約の対象とすること。また、国庫債務負担行為による複数年度にわたる賃貸借契約の運用結果等を示すこと、②地方自治体については、長期継続契約の対象としてOA機器のリース契約のほか、自動車、医療機器などのリース契約も含めること。		①現在、各省庁がOA機器や車両を導入するに際しては、複数年度の使用が明白であっても、手続上の煩雑さゆえに国庫債務負担行為として扱わずに、単年度リース契約を更新している。この単年度リース契約は、ほとんどの場合にリース会社が投資元本の未回収リスクを負っている。投資元本の未回収リスクを負うか否かはリース会社の判断であるが、現行制度が実質的にリース会社のリスク負担を強いている。②OA機器以外では、自動車、医療機器など地方自治体向けのリース取引の実績がある。	財政法第15条、会計法第29条の12、予算決算及び会計令第102条の2、地方自治法第234条の3	財務省、総務省	
5039	50390028		社団法人 リース事業協会	28	リースが不利となる諸制度の改善等	リースによって設備を使用する顧客等は、次のような設備投資に係る優遇税制等を利用することができない。また、リース会社間の競争条件が不公平なものがある。①IT投資促進税制 リース利用による税額控除制度は資本金3億円超の法人は利用できない。また、「貸付用の用に供した場合を除く」ためリース会社のリース資産について適用が受けられないため、リースに係る不公平措置を撤廃すること。②医療機器について、取得した場合は特別償却制度が利用できるが、リースの場合は同様の制度が講じられていない。③各種税制における税額控除率について、リース料総額×60%とされているため、リースが取得と比べ不利となっている。	ユーザーの設備の利用・調達形態の選択肢が拡大する。	リースが取得と比べ競争条件で不利となっている。	租税特別措置法	関係省庁	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5039	50390029		社団法人 リース事業協会	29	不動産取得税の取扱いについて	モデルハウスとしてリースすることを目的としてリース会社が住宅を購入する場合にも不動産取得税が課税されるが、一時的な取得であり課税を免除すべきである。		モデルハウスは解体することが確定しており、そのような物件への課税は取引実態等に即していないこと。また、リースバック取引の場合は、一つの物件に二度課税されることとなる。また、地方自治体によって取扱いの解釈が異なる。	地方税法	総務省	
5039	50390030		社団法人 リース事業協会	30	地方自治体とのリース契約における固定資産税・自動車税の取扱いについて	地方自治体とのリース契約において、固定資産税・自動車税を免除すること。	地方自治体向けのリース取引が円滑に行われる。	地方自治体が取得した場合は、固定資産税・自動車税が免除されるため、リースが競争条件上、不利となる。また、所有者が異なるものの使用実態は取得と同等であること。	地方税法	総務省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5039	50390031		社団法人 リース事業協会	31	破産法第59条の見直し	破産法第59条の規定は、賃借権の他、その他の使用及び収益を目的とする権利を設定する契約についても、相手方が当該権利について、登記・登録その他の第三者に対抗する要件を備えているときは適用しない旨とすべきである。	オペレーティング・リース料債権の流動化の促進	破産法第59条の規定がオペレーティング・リース料債権流動化の阻害要因となっている。オリジネーターの法的破綻時に、同債権が双方未履行の双務契約とみなされた場合、管財人等は破産法第59条に基づき、契約の履行または解除を選択することが可能となり、それ以降のリース料の支払を受けることができなくなるため、流動化が困難となっている。	破産法第59条	法務省	
5039	50390032		社団法人 リース事業協会	32	外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外	「外国投資家」の定義のうち、「非居住者である個人」または「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体または外国に主たる事務所を有する法人その他の団体」により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める法人に関し、株式公開企業で極めて多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得したことによって、その保有比率合計が50%以上となってしまうような場合には、実質的に外国人が事業を支配している場合に当たらないもので、何らかの適用除外を検討いただきたい。例えば、上場会社の場合、株主1名の議決権比率が20%未満である場合などは、当該法の規制の趣旨の範囲外であり、適用除外とする措置等を検討いただきたい。	適正かつ自由な経済活動の実施	本来この規制は、外国人による日本企業への経営支配を管理するのが目的である。その法の趣旨に鑑みれば、実質的に外国人が支配している場合に当たらないケースでこの規制を適用する必要性はないものと考えられる。	外国為替及び外国貿易法第26条第1項(外国投資家の定義)、第27条(事前届出)、第55条の5(事後報告)	財務省、日本銀行(国際局国際収支課)	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5039	50390033		社団法人 リース事業協会	33	中小事業者に対する債務保証制度の見直し	中小事業者に対する債務保証制度を見直すことを要望する。	中小事業者の資金調達の円滑化が期待できる。	健全な経営を行う中小事業者や新規事業者の資金調達の円滑化を図る施策は必要であるが、公的機関の債務保証制度については、民間金融機関のモラルハザードを防止するための措置を講じる必要がある。また、資金の供給者を特定の金融機関に限定する現行の制度は、金融サービスを提供する事業者のイコールフットリングという観点から見直すべきである。	中小企業信用保険法、中小企業信用保険法施行令	経済産業省、中小企業庁	
5039	50390034		社団法人 リース事業協会	34	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続(検査・登録～国、車庫証明・納税～地方、自賠責保険確認～国)等の電子化は、規制改革推進3か年計画において、平成17年を目標に稼働開始(平成15年目途に一部地方公共団体で試験運用)となっているが、これを実現するため、添付資料記載の事項を含め早急に検討・具体化していくこと。なお、試験運用を行う際、大量の自動車を所有するリース会社の事務手続等を考慮して、その運用に当たったの検討等を行うこと。	電子化により、申請項目の共通化・統一化と申請に必要な添付書類の削減化ができれば、自動車関連業界の生産・販売・流通に係わる申請及び手続代行コストは大幅に軽減され、その軽減分を直接部門へ投入することで新たな自動車リース市場の開拓が促進され、経済活性化に資する。	手続申請の電子化がなされていないため、その手続を申請もしくは代行申請をする自動車関連業界(自動車リース業界も含む)に多大な負担を強いている。また、リース会社の税の申告・納付事務等は膨大であり、これらの事務作業の効率化、円滑化の観点から、電子化(書式の全国統一化)を図る必要があると考えられる。電子化の検討に際しては、利用者の意見を十分に反映させることによって、電子化による混乱等が生じないよう配慮する必要がある。	道路運送車両法、自動車登録令、自動車の保管場所の確保等に関する法律、自動車重量税法、自動車損害賠償保障法、地方税法、地方自治体条例 等	国土交通省、財務省、総務省、警察庁 地方自治体	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5039	50390035		社団法人 リース事業協会	35	変更登録及び移転登録に係る特例措置の創設について	<p>・大量の車両を所有する者が変更登録・移転登録を行う場合、電子媒体等による一括申請等の措置を講じること。</p> <p>・大量の車両を所有する者が変更登録・移転登録を行うことを前提として、「所有者に係る自動車検査証の記載事項に変更事由(所有者の合併、名称・住所変更等)が生じた場合、特段の理由がある限りにおいては、特例として大量一括処理を効率的に行えるための申請手続きについて認める。」等の措置を講じること。</p>	<p>・厳しい経済環境に対応等するための企業の組織再編等が容易となる。</p> <p>・リース会社の申請及び自動車検査証を収集するための過重な事務負担と経済的負担等が緩和される。</p>	<p>・リース車両数は急速に拡大※1しているが、道路運送車両法における登録関係諸手続き等はリース会社のような大量の車両を所有する者※2を想定した手続きが講じられていない。</p> <p>・厳しい経済環境の中、リース会社においても企業の組織再編等が増加※3、また、経費削減等の観点から本社移転が行われている。これら経済環境の変化が著しいなか、大量の車両を所有するリース会社に合併、名称・住所変更等の変更登録・移転登録の事由及び自動車検査証の記載事項の変更事由が生じた場合、変更登録・移転登録の申請及び自動車検査証を収集するため過重な事務負担と経済的負担等がかかる。</p> <p>・自動車の登録制度について高く評価するため、電子媒体等による一括申請等の措置を講じるとともに、リース会社のような大量の車両を所有する者に変更事由が生じた場合、特段の理由がある限りにおいては、特例として大量一括処理を効率的に行えるための申請手続きについて認める等の措置を講じること。</p> <p>※1 リース車両数(国土交通省調査) 1966年 1,489台 1980年 18万台 1990年 119万台 2003年 267万台※2 リース車両を1万台以上保有する会社数とシェア(日本自動車リース協会連合会調査) 1992年 37社・71.3% 2003年 41社・82.7%※2 社団法人リース事業協会の会員数 1998年度末 370社 2003年度末 294社 減少(退会)の要因は合併・営業譲渡等</p>	道路運送車両法第12条、第13条、第66条、第67条	国土交通省	
5039	50390036		社団法人 リース事業協会	36	自動車登録情報の電子的開示について	<p>自動車登録情報について、所有者に限定して、電子的に開示すること</p>	<p>リース会社が自動車登録情報を活用することにより、自動車に係る環境対策・安全対策等の公益の増進に資する。</p>	<p>「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定)において、利便性の向上、個人情報の保護の観点からその方法、範囲について検討し、結論を得る(平成17年度中)とされている。個人情報の保護の観点については、所有者自身が電子的な情報開示を望んでいること、使用者については、例えば、リース契約と同時にユーザー＝使用者本人の同意を得ることができるなど懸念は極めて少ないと考えられる。また、本件が「自動車ワンストップサービスシステム」の機能の一つとして盛り込まれることにより、「自動車ワンストップサービスシステム」の利便性がさらに向上すると思われる。</p>	道路運送車両法第22条	国土交通省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5039	50390037		社団法人 リース事業協会	37	消費税免除指定店舗申請の簡素化	外国公館等と免税取引を行うにあたり、事業者は店舗毎に「外国公館等に対する消費税免除指定店舗申請書」を外務省に提出し、認定を受けなければならない。この点について、店舗ごとの申請ではなく、会社全体としての申請とすべきである。また、そもそも、事前届出手続きの必要性についても検証すべきである。	会社全体の申請とすることで、取引の迅速化、事務効率化に資する。	事業所の数が多い会社の場合、事前に全事業所の申請を行うことは現実的に難しいこと。また、申請から指定日までには一定期間を要するので、取引開始に間に合わないこともある。さらに、変更が発生した場合も、店舗毎に変更届が必要となり事務処理が極めて煩雑である。	外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る消費税の免除取扱いについて	財務省、外務省	
5039	50390038		社団法人 リース事業協会	38	薬事法の「販売業」規制について	改正薬事法(平成17年4月施行)の「販売業」規制について、割賦販売取引、リース終了後の売却について、法の適用除外とするなどの措置を要望する。	医療機関の様々な設備投資ニーズに対応することができる。	顧客に金融的便宜を与えているに過ぎない割賦販売取引を行う際、あるいは、リース取引の付随的な業務である終了後の売却を行う際、改正薬事法により販売業者に課される義務は、過重なものと考えられる。	薬事法	厚生労働省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5039	50390039		社団法人 リース事業協会	39	放射線障害防止法について	届出制に緩和されたことを踏まえ、ファイナンス・リース取引の実態に則して、届出制下においても過重な規制が課されないことを要望する。また、放射線発生装置の取扱いについて、「使用の許可」を取得するよう指導されているが、「販売業」・「賃貸業」が届出制とされたことを踏まえ、あらためて、その取扱いについて検討を行うこと。	高額な放射線発生装置の導入が円滑に行われる。	要望内容と同じ	放射性同位元素等による放射線生涯の防止に関する法律	文部科学省	
5039	50390040		社団法人 リース事業協会	40	産業廃棄物で業種指定により一般廃棄物となるものの業種指定の撤廃	業種指定により、取扱が産業廃棄物か一般廃棄物か区分されるもの(木屑・繊維屑等)について、指定業種以外から発生した廃棄物でも事業活動により生じた廃棄物は、産業廃棄物として処理することを可とすべきである。具体的には、現行法では一般廃棄物となる、リースされていた木製家具や、倉庫から排出される腐木製パレット等について、産業廃棄物として処理することを認めるべきである。	一般廃棄物は自治体に処理責任があり、自治体の計画・裁量の下で処理がなされるが、収集運搬の方法、処理方法等が事業者ニーズに合致していないことがある。産業廃棄物の場合、基本的には民間の収集運搬・処理施設を利用するため、利用者(排出事業者)の利便性が高まり、合理的な処理が可能となる。また、ここで問題としているような木製家具・木パレット等は、行政の処分場で処理する場合には、焼却もしくは破砕埋立となるが、民間の処理施設であれば、チップ化等再資源化技術を導入していると見込める。	リース終了物件を廃棄するにあたり、リース終了物件は「リース業」という事業活動の結果生じる廃棄物のため、産業廃棄物に該当すると考えられるが、木製家具等は一般廃棄物に該当するため、一般廃棄物処理責任基準に従って処理することが求められる。具体的には、一般廃棄物収集運搬業者による収集・運搬と、行政が運営する一般廃棄物処理場(焼却施設)へ搬入することが求められるが、搬入にあたり容量制限等があり(例50cm角に切断のこと等)、実際に持ち込むことが困難である。(産業廃棄物の場合には、業者側で破砕等を行うため、排出者側で作業をする必要が生じることは殆どない。)実際に、事業に利用していた木製家具等の処理を行政が受けるかどうか(受けられるかどうか)は、各自治体の判断を仰がざるをえず、リース物件の様に全国各地に点在している物件の処理を適正に進めることは困難である。また、他の産廃扱いとなる機器等とあわせて移動することが多く、一般廃棄物に該当する分だけをかけて出すことが難しい。以上を鑑みると、業種指定をはずし事業活動から発生する廃棄物については、すべて産業廃棄物としての取扱も可能とすべきである。廃棄物処理法において、産業廃棄物は事業活動に伴って生じた廃棄物のうち政令で定められたものをいい、一般廃棄物は産業廃棄物以外の廃棄物であると定義されているが、産業廃棄物で品目指定されているものうち、紙屑・木屑・繊維屑等については業種指定があるため、指定業種以外から排出されるものについては「一般廃棄物」と定義されることになる。(法第2条、令第2条参照)廃棄物の処理責任については、事業活動に伴って生じた廃棄物は事業者が自らの責任において処理することが求められ(法第9条)、産業廃棄物は自ら処理するか(法第11条)、委託基準に従って許可業者等へ委託することが求められる(法第12条3項)。一方、一般廃棄物の処理責任は市町村にあり(法第6条の2)、市町村の自治事務とされている。実際には、各市町村の処理計画・施設計画のもと市町村が収集運搬方法を定め、処理施設を設置・運営している。本要望が今般問題となるのは、昨年の法改正により、「一般廃棄物処理委託基準」が新設されたためである。(法6条の2 6項)リース終了後の木製家具等は、法改正以前から「一般廃棄物」に該当はしていたが、委託基準がなかったため罰則等がかかることはなかった。しかし、一般廃棄物処理委託基準の策定により、木製家具等を産廃扱いして処分することが委託基準違反となり、罰則がかかるようになったことから、厳密な運用が求	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・施行令・施行規則	環境省、地方自治体	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5039	50390041		社団法人 リース事業協会	41	他県からの廃棄物持込に際して必要な事前協議の廃止・簡素化	自治体によって制定している他県からの産業廃棄物の持ち込みに際しての事前協議制度を廃止、もしくは手続きを簡素化していただきたい。簡素化とは、例えば、「県」単位ではなく、複数県をくくって「経済ブロック」単位での移動とする・県によって異なる事前届け出内容を統一化するなどである。持ち込み制限は、廃棄物処理法上で明記されたものではないが、東京・神奈川など少数を除く殆どの自治体(県)で、何らかの制限がなされている。多くは、行政裁量の範囲内でなされ、要領レベルで規定しているが、環境条例で定めている自治体もある。制限方法としては、廃棄物の種類や処理方法を指定して、一部のもののみ、自治体への事前届出を求める内容が多い。持込量・搬入先・搬入先の処分方法・処理能力等を届け出、県の承諾が得られた場合のみ持込が許可されるもの。	リサイクルや高度な廃棄物処理の促進が図られる。	事前協議による持込制限の実施には、廃棄物は「迷惑なもの」「環境に悪いもの」であり他の生活圏から自分の生活圏へ持ち込まれることを阻止したいという意識や、他の地域から出た廃棄物を自らの生活圏で処理されることへの抵抗感が根底にある。実際、適正な廃棄物処理を装いながら不法投棄される廃棄物が流入したり、必要以上の移動による環境影響を考えると、事前協議制度にも意義は認められる。しかし、特別の技術のある処理場は全国各地・各県に満遍なく所在しているわけではなく、よりよい廃棄物処理を追求すると、ある程度廃棄物の広域移動は必要不可欠であるが、これを「県」という比較的狭い行政範囲で規定することは、経済活動の流れにそぐわないものである。特に、(リース物件のように)同一のものが全国に点在している場合で、効率的かつリサイクル等高度な処理を行う回収・処理システムを構築しようとする、同一県内の活動では収まらないことが多い。排出事業者責任をまっとうし、環境影響が低減されるような処理を希求して、このような回収・処理システムを構築することは、循環型社会形成の観点からも意義があることであり、本来は促進されるべきものである。また、県レベルで協議内容等も異なるため、全国共通のシステム構築の際に、確認作業・協議事務等も大変煩雑となってしまう。冒頭に述べた、「迷惑なもの」の流入に対しては、昨年「廃棄物税」の導入がすすめられており、経済的規制によつてのコントロールも可能であること、事前協議と廃棄物税で同一目的に対して二重の規制となることから、撤廃・軽減を検討すべきである。	事前協議は、廃棄物処理法上では特段の定めはなく、して挙げるのであれば、法5条の5に定められる「都道府県廃棄物処理計画」の一環と考えられる。	環境省、各自治体(都道府県レベルおよび保健所設置都市)	
5039	50390042		社団法人 リース事業協会	42	事業系一般廃棄物の収集運搬・処理にかかる規制の撤廃	事業活動から発生する廃棄物のうち、現在の分類では「一般廃棄物」と区分されるものについて、収集運搬・処理方法の選択にあたり排出事業者の裁量を拡大すべきである。	・廃棄物処理法の主旨どおり、排出事業者責任の徹底が図られる。 ・各企業の責任においてすすめられる、環境対応が促進される。 ・リサイクルや処理の高度化が進む。	廃棄物の処理責任について、事業活動に伴って生じた廃棄物は事業者が自らの責任において処理することが求められる(法第3条)、産業廃棄物は自ら処理するか(法11条)、委託基準に従って許可業者へ委託することが求められる(法12条3項)。一方、一般廃棄物の処理責任は市町村にあり(法9条の2)、市町村の自治事務とされ、各市町村の処理計画・施設計画のもと市町村が収集運搬方法を定め、処理施設の設置・運営を行っている。事業活動から発生するが一般廃棄物に該当する廃棄物について、大枠では「事業者自らの責任による処理」が求められるが、その実現手段は市町村に委ねられることとなるが、市町村の提供する収集運搬・処理方法は、その時点で平均・標準的な方法であり、事業者がそれ以上のクオリティを追求したい場合、次のような阻害要因が発生する。1.事業活動から発生したといえども、一般廃棄物となるため、「一般廃棄物処理委託基準」を遵守しなければならない。2.一般廃棄物の処理は市町村の自治事務であることから、その処理は多くの場合自治体へ委託することになるが、回収頻度や処理方法(自治体の場合単純焼却処理が主流)、排出事業者のニーズに合わせたものとはいかない。3.民間処理業者の場合、顧客のニーズに合わせた回収方法や処理方法の提供が可能であり、同様の性状の産業廃棄物については多くのリサイクル施設が存在している。しかし、一般廃棄物のみを対象としたのでは採算が合わない可能性がある。4.また、一般廃棄物処理業へ民間業者が参入するには市町村の許可を要するが、許可要件として「当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること」「申請の内容が一般廃棄物処理計画(市町村が策定)に適合するもの」との条件があることから、実態として市町村の処分・搬入に委ねられる種運となっており、許可取得の透明度・参入自由が確保されていない。そこで、以下のうちいずれかの対策を講じていただきたい。案1>事業系一般廃棄物については、「排出事業者責任」を大原則とした上で、産業廃棄物として排出し、処理することを可能とする。<案2>産業廃棄物処理施設において、同一性状の一般廃棄物処理を可能とすること。(産業廃棄物処理施設設置許可・業許可取得先は一般廃棄物処理施設設置・業許可を不要とするか、一般廃棄物処理を希望する場合には無条件で許可するか、いずれかの対応方法があると思われる)案2については、昨年の法改正において特定の廃棄物について特定の処理を行う場合には、施設設置許可が不要になる	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・施行令・施行規則	環境省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5039	50390043		社団法人 リース事業協会	43	派遣社員の事前面接の自由化	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第26条第7項を廃止し、事前面接を紹介予定派遣以外でも可能にすることを要望する。	人材派遣事業の拡充に繋がる。	派遣登録者、派遣先がともに就業前の事前面接を希望するケースが大半である。昨年度提出した同要望に対して、厚生労働省から「紹介予定派遣以外の派遣を対象とした事前面接の解禁のための条件整備等について、紹介予定派遣における事前面接等の実施状況を勘案しつつ、その検討を速やかに開始する。」との回答が示された。検討を踏まえて早急に措置がされることを期待する。	労働者派遣法第26条第7項、派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針(平成11年労働省告示第137号)、派遣先が講ずべき措置に関する指針(平成11年労働省告示第138号)	厚生労働省	
5039	50390044		社団法人 リース事業協会	44	時間外労働の上限規制の緩和	裁量労働制を導入する一方で、労働の対価を時間で管理すべき業務について弾力的な対応を可能にするために、1年において延長することができる限度時間が360時間とされている36協定による労働時間について、労働者からの不服申立て受付機関の設置を義務付けるなど一定の要件を課した上で、労使間の合意により任意に労働時間を決定できる制度とすることを要望する。		雇用者、労働者の双方において合意の上で柔軟な労働時間の設定を望むニーズがある。昨年度提出した同要望に対して、厚生労働省から「米国のホワイトカラーエグゼンプション制度(その改革の動向も含む。)を参考にしつつ、裁量性の高い業務については、改正後の労働基準法の裁量労働制の施行状況を踏まえ、今般専門業務型裁量労働制の導入が認められた大学教員を含め、労働者の健康に配慮する等の措置を講ずる中で、適用除外方式を採用することを検討する。」との回答が示された。検討を踏まえて早急に措置がされることを期待する。	労働基準法第36条、労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準	厚生労働省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5039	50390045		社団法人 リース事業協会	45	保育所に関する制度改正	保育所について、①夜間保育や休日保育の実施を含めた保育時間の延長、②入所時期の弾力化、③夕食の提供を含めたサービス内容の多様化、④待機期間をなくすための保育園と幼稚園の一元化、⑤発病時の保育サービスの拡充を図る政策を早期に実施することを要望する。		昨年、同要望に対して、厚生労働省は「新エンゼルプラン等に基づき、延長保育、休日保育、低年齢児の受入れの拡大、乳幼児健康支援一時預かり事業等についてその実施の推進に努めており、延長保育、休日保育といった事業については、平成16年度予算案において、新エンゼルプランにおける平成16年度の目標値を大幅に超えた予算を確保しているところである。また、平成16年度においては、もう一段の取組として、パートタイム労働者等が保育所を利用しやすくするため、週2・3日程度又は午前か午後のみ必要に応じて柔軟に保育所を利用できる特定保育事業について、対象年齢を就学前まで拡充するなどの措置を講じていることとしている。」との回答を示している。出産後、再度、就業機会を求める女性のニーズに合わせた制度改革をさらに推進する必要がある。	少子化対策基本方針(平成11年12月17日少子化対策推進関係閣僚会議決定)、新エンゼルプラン(平成11年12月19日6大臣合意)	厚生労働省	
5039	50390046		社団法人 リース事業協会	46	確定拠出年金制度に関する規制緩和	1. 拠出限度額の引き上げ(企業年金制度の有無にかかわらず、月50,000円程度までの引き上げを要望)2. 企業型のない企業に勤務した際、企業年金制度の有無にかかわらず個人型の加入者となれるようにすること3. 公務員、専業主婦であっても個人型の加入者となれるようにすること	確定拠出年金制度の普及、制度のシンプル化、運用コスト(人的コスト含む)の削減	加入後は60歳まで引き出せず、老後資産形成を続けるという制度主旨に対し、加入資格なしとして個人型運用指図者とならざるを得ない実情は資産形成を阻害するものである。特に転職先の企業の制度有無で加入者と運用指図者に分別する必要はない。確定拠出年金制度と企業年金制度の同時導入を認めているのであるから企業年金制度のある企業の社員でも個人型加入者にして問題はないはず。また、企業年金制度は各企業の独自運営のものであり、この有無で拠出限度額に差をつける必要は感じない。これらの規制はポータビリティのメリットを阻害するものと捉えている。	確定拠出年金法 第二章、第三章	厚生労働省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5039	50390047		社団法人 リース事業協会	47	固定資産税納付の電子化について	固定資産税納付の電子化をさらに推進すること	納付事務のシステム化業務が実現し、コスト削減等を図ることができる。	・固定資産税の納付手続き等に係る事務負担は過重であるが、納付手続き等の電子化することによって、大量に資産を所有するものの事務負担が軽減されるとともに、地方自治体の適正な納税事務に協力することが出来る。	地方税法	総務省	
5039	50390048		社団法人 リース事業協会	48	決算短信について	有価証券報告書で開示が義務付けられている情報の注記情報については、決算短信において省略することができることとする。	コンパクトな情報となり、利用者側にとって利用しやすくなる。迅速な開示が可能となる。事務コストの軽減に資する。	公開会社においては、膨大な量の決算短信及び有価証券報告書の作成が義務付けられており、迅速な開示が求められている中、多大な事務負担となっている。	上場規則、証券取引法	金融庁	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5039	50390049		社団法人 リース事業協会	49	社債の源泉徴収制度の早期撤廃	社債等有価証券の円滑な流通を可能にするため、法人の源泉徴収制度を撤廃すべきである。	資本市場の活性化	法人が受け取る社債利子については、「振替債」の場合は源泉徴収の対象にならない旨決まっているが、一方で社債等の振替システムの立ち上げには、証券保管振替機構のスケジュール上2005年後半以降になるものと想定されているため、このままでは1年以上もメリットを享受できない。我が国の経済活性化のためには直接金融市場に対して早急に税制面での措置を行い、少しでも市場へ資金を流入させることが不可欠であり、振替債での取引を待つことなく早急な実施が求められる。昨年、同要望に対して財務省から「税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。」との回答が示された。しかしながら、本要望は税の徴収方法が社債の流通市場の効率性を歪めているという問題を指摘しているものであり、徴収方法を換えることを求めるものである。したがって、むしろ社債の流通市場の活性化の観点から検討を行って頂きたい。	租税特別措置法第8条等	財務省、金融庁、経済産業省	
5039	50390050		社団法人 リース事業協会	50	レンタカーのナンバー登録の一元化	貸渡人を自動車の使用者として行う家用自動車の貸渡し(レンタカー)の取扱いについて(平成7年6月13日自旅第138号)により、レンタカーの許可申請は貸渡しをしようとする家用自動車の配置事務所を管轄する運輸支局長に提出することとされている。本規制について、リース事業者と同様に有償貸渡許可申請は本社所在地管轄運輸支局の1ヶ所とすることを要望する。		昨年、同要望に対して国土交通省から「レンタカー事業者が行う有償貸渡許可申請の提出先を本社所在地管轄運輸支局の1箇所ですることとするために必要な制度の見直しについて検討し、措置する。」との回答が示された。申請手続きの効率を向上させる観点から、早期の措置を要望する。	道路運送法第80条第2項、「貸渡人を自動車の使用者として行う家用自動車の貸渡し(レンタカー)の取扱いについて」(H7.6.13自旅第138号)	国土交通省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5039	50390051		社団法人 リース事業協会	51	自動車の使用の本拠の位置の変更に伴う登録番号(ナンバープレート)の変更について	現状、車輛の使用者の変更が無いにもかかわらず、使用の本拠の位置が(異なる自動車検査登録所間の)移転変更になった場合、自動車登録番号が変更となる。かかる場合、自動車登録番号の変更なく、車検証の「住所」、「使用の本拠位置」の表記のみの変更で済むよう要望する。	・ナンバープレートを変更する必要はなくなる・使用者、リース会社の車輛管理が省力化される。 ・ナンバープレートを変更することを嫌っての移転登録をしないことを防止できる。 ・自動車保険(任意保険)その他の変更手続きが省略される。	おそらく現行のルールは自動車税徴収の利便に益するものと推測するが、電子化された行政においては他県ナンバーでも、税の徴収は「車台番号」と「使用の本拠の位置」または「使用者の住所」を把握することにより徴収は可能と思われる。現に、自動車運転免許証の免許証番号は、免許取得した県のコードが表記されているにもかかわらず、他県に移転しても、免許証番号に変更は無い。その場合、住所地管轄の公安委員会より、更新の案内が来る。また、住所地管轄の公安委員会より更新された免許証が交付されるとの事例がある。	道路運送車両法など	国土交通省	
5039	50390052		社団法人 リース事業協会	52	不動産特定共同事業契約締結に係る説明義務の撤廃	「金融商品の販売等に関する法律」に列挙される金融商品においては、読んで聞かせる説明義務を課しておらず、不動産特定共同事業法の説明義務の過度な規制を緩和すべきである。	不動産特定共同事業商品の販売の効率化とマーケットの拡大に寄与する。	「金融商品の販売等に関する法律」においては説明義務を販売業者に課しているが、対面による説明まで要求しているものではない。「説明」の概念の定義が法律上存在しないが、現在の運用は宅地建物取引業法第35条の重要事項説明と同等と解釈されているのが一般的となっており、実務上のコストは多岐にわたる。投資信託や商品ファンド等他の金融商品を販売する場合には書面の交付義務こそあれ、読んで聞かせるような説明義務までは課していない。昨年、同要望に対して金融庁及び国土交通省から「不動産特定共同事業法の契約成立前における契約内容説明義務に関して、その具体的態様については、消費者保護やトラブル未然防止等の観点から、個別の質問応答対応を確保しつつ、ビデオ、DVD等の電子機器の活用を可能とするよう、所要の通知を発する。」との回答が示された。ビデオ、DVD等の電子機器の活用が可能になることは望ましいが、そもそも多数の不動産をパッケージしている不動産特定共同事業は投資信託や商品ファンドと同様に金融商品であり、同等の書面の交付義務を課することで投資家保護は図られる。	不動産特定共同事業法第24条第1項	国土交通省、金融庁	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5039	50390053		社団法人 リース事業協会	53	特定目的会社の資金調達手段の拡大	匿名組合契約に基づく出資などを追加し、その担い手を増やすべきである。	プレーヤーの増加により、資産流動化が促進される。特に不良債権処理に貢献するものと思われる。	金融機関、特定の事業会社が特定目的会社に貸付を行なうことが認められていることに鑑みれば、証券市場の発展への寄与を理由に匿名組合出資を認めない理由にはならない。また、例えば、特定目的会社に貸付を行なう企業が匿名組合出資を行なうことを認めることは、投資家保護に欠けるものではない。昨年、同要望に対して金融庁から「SPCの新たな資金調達手段として、匿名組合契約に基づく出資金を受け入れる制度を設ける場合には、投資家保護の観点や、証券市場の発展に寄与することを考慮して、税務上の優遇措置が設けられていることから、SPC法上の特例として、当該出資持分は証券取引法上の有価証券と位置づけざるを得ない。しかしながら、「匿名組合契約は、営業者と出資者の人的信頼関係に基づく個別契約によってなされるものであり、転々流通することを前提とする有価証券化には馴染まないと考えられるため措置困難。」と回答しており、まずは当方の主張についてご理解頂きたい。なお、SPCによる借入れは、証券市場の発展に寄与することを考慮して税制上の優遇措置が設けられている制度の下において、例外的に認められているものであり、有価証券以外による資金調達を拡大することは適当でないと考えられる。」との回答が示された。今後、証券取引法が改正され、投資事業有限責任組合契約に基づく権利、投資事業有限責任組合契約に類似する組合契約に基づく権利等を有価証券とみなして、証券取引法の規定を適用することとなった。改正証券取引法を踏まえて、特定目的会社に対する匿名組合出資を認めることについて再度検討願いたい。	資産の流動化に関する法律第2条第2項	金融庁	
5039	50390054		社団法人 リース事業協会	54	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和	1. 年金給付等積立金の運用方法として、商品ファンド法上の商品ファンド(商品投資受益権)による運用を明示的に認めることを要望する。具体的には、年金給付等積立金の運用方法として、①厚生年金保険法136条の3の三の投資顧問業者の定義に商品投資顧問業者を加えること、ならびに②同136条の3の四のイロハニに追加、ホとして商品ファンド法上の商品ファンド(商品投資受益権)による運用を加えることを要望する。2. 「契約成立時交付書面」の全面撤廃を要望する。3. クーリングオフの義務撤廃大半の金融商品にはクーリングオフは無く、運用開始と同時に資金の純資産価値が変動する資金運用には馴染まない概念である。4. 海外のCTAが運用対象とする証券先物取引及び金融先物取引については組入比率制限の対象外とすることを要望する。5. 組入比率制限される金融商品のうち、確定運用を目的とする金融商品(特に預金)については組入比率制限の対象外とすることを要望する。	・年金資金の運用・商品ファンドの運用に投資顧問の起用・バックオフィス業務の簡素化・商品ファンドの運用コストの軽減・投資家への多様な商品の提供・映画ファンドの振興を通じた映画制作・配給・興行業界の活性化	1. 多くの年金基金が株式相場下落によって3期連続のマイナス運用に苦しんでいる状況において、既存の有価証券のみに運用対象を限定しておく根拠は無い。商品先物投資は年金資金運用の選択肢を増やし、リスク分散の観点から運用成績の安定化への寄与も期待できる。厚生労働省からの回答では「商品ファンドは、投資家から資金を集め、専門家が農産物や鉱物などの様々な商品に投資し、その収益を投資家に還元するものである。…<省略>…リスク管理が難しいこと、農産物や鉱物などの商品を投資対象としているため長期的には経済成長に見合った収益をえることができないことから、長期的に保有する対象とはならないと考えている。」としているが、商品性について誤った認識の回答であり、遺憾である。商品ファンドの大半は、Modern Portfolio理論に基づき、総合的にリスクをコントロールすることが特徴であり、「リスク管理が難しい」という認識は改めるべきである。また、年金資金の運用は、全てが「Market」の状況により、期間の長短、リスクの大小等を組み合わせることが必要となるのではない。年金基金は、プロの投資家であり、証券投資信託においても金融先物や為替先物で運用しているものやレバレッジを用いたハイリスク&ハイリターンとなっているものも多く、各基金の選択に委ねるべきである。2. 契約成立書面の撤廃は、リスク商品の情報開示後退と取られる可能性もあるために措置が難しい項目であると考えられるが、この契約成立時書面を交付する直前に、より詳細な目論見書(契約成立前書面)を交付しており、同等以下の内容の書面を再度交付することは、投資家に時間的・金銭的コストを負担させるだけで、情報開示には役立っていない。契約成立時の書面の交付義務は証券法など、他の類似の法律においては存在せず、明らかに過剰規制である。いち早く撤廃をすべきである。3. 商品ファンド募集の実務においては、資料請求、申し込み、契約締結、資金の払込と投資家が能動的に判断する局面が多く、契約締結後、投資を取りやめるケースは時折存在する。一方、クーリングオフ制度を活用した資金払込後の契約撤回は、ほとんど利用されていない現状である。クーリングオフの規制を維持する合理的理由は見当たらない。合理的理由が存在するならば、投資信託にも即刻クーリングオフを適用すべきである。4. 海外におけるManaged Futures、いわゆる商品ファンドの投資対象には	商品投資に係る事業の規制に関する法律	金融庁、農林水産省、経済産業省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5039	50390055		社団法人 リース事業協会	55	短期社債の公募発行に関する証券取引法上の開示内容の見直し	証券取引法上の発行登録や情報開示の規定を改正し、企業グループ内の金融子会社が発行する公募CPIについて、発行会社の親会社が債務履行に関する保証を行う社債について、連結ベースでの開示により発行が可能となるようにすべきである。	資本市場の拡大・活性化。	短期社債についても、原則として証券取引法上の公募の概念が適用されるが、CPIは日々の発行が行われるため、届出書方式で対応することは現実的でなく、発行登録方式で対応せざるを得ない。一方で発行登録制度を利用できるのは、原則として、有価証券報告書提出会社等であるため、現状、継続開示を行っていない格付けの高い会社がCPを事実上公募できない。日々発行されるCPの商品特性、連結ベースでの決算・企業情報開示、更に今後の金融業務の本体からの金融専門子会社への移行の流れを鑑みると、企業グループ内の金融子会社による公募を可能とするよう措置が講じられるべきである。昨年、同要望に対して金融庁から「投資者の権利は発行会社に対して生ずるものであり、投資者が投資判断を行うためには、発行会社自身の企業情報等が重要である。発行会社の親会社が開示する連結ベースでの決算・企業情報開示では、当該発行会社個別の情報(個別企業の財務情報のほか、資力、返済能力、デフォルトの可能性等を含む。)が開示されないため、投資者は発行会社の企業情報等を考慮しなくても投資判断を行い、不測の損害を生じる可能性があり、投資者保護上問題である。なお、当該発行会社が有価証券届出書を提出すれば有価証券の発行は可能。また、その後有価証券報告書を1年以上継続して提出し、周知性要件を満たしておけば発行登録制度を利用することも可能。」との回答が示された。回答の趣旨を踏まえて、発行会社の親会社が債務履行に関する保証を行う社債について、親会社が連結ベースでの決算・企業情報を開示する場合は、当該発行会社が個別の情報(個別企業の財務情報のほか、資力、返済能力、デフォルトの可能性等を含む。)を開示することは義務付けないことを要望する。	証券法23条の3、社債等の振替に関する法律2条	金融庁	
5039	50390056		社団法人 リース事業協会	56	不当景品類規制(総付け)の撤廃	不当景品類規制(総付け)を撤廃することを要望する。	事業者間の公正競争の活性化が図られ、その結果として、消費者利益に繋がる。	従前より同要望に対して公正取引委員会から「過大な景品提供は、消費者の適正な商品選択を阻害し、商品本体の品質・価格による公正な競争を阻害すると考えられる。このため、公正取引委員会としては、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがある過大な景品類の提供を防止する観点から、引き続き、適切な景品規制を行っていく考えであり、規制を撤廃することは適当ではないと考えている。ただし、景品規制の内容については、商取引の態様、経済状況、消費者の購買行動等の変化に応じて、常に見直しを行っていくことは必要であると考えている。なお、米国における景品規制では、一般懸賞(懸賞の方法により景品類を提供するもの)による景品提供については原則として禁止している。」との回答が示されている。そもそも日本語としての「景品」は、「商品に添えて客に送る品物。おまけ。」といった意味であり、主たる物の存在が前提の言葉であるにもかかわらず、オープン懸賞といったくじの種の全く異なるものを景品の定義などに含めてしまっていることがおかしい。問題なのは本来の通常の言葉での景品である。総付けの場合のみを景品というべきであると思うが、以下ここでは誤解を避けるため狭義の景品という。狭義の景品が何ゆえに不当に顧客を勧誘することになるのか、消費者はをいくらで買って、何がおまけで付いているかを理解したうえで購入するかを選択するのである。不当表示の問題とは全く異なり、景品はうそでもだましでもない。国が勝手に国民を無能扱いしているようなものである。(本法が、「不当景品」と「不当表示」を一纏の法律で規定していることもおかしい。「不当表示」はだましであって防止されるべきは当然のことであるが、狭義の景品が「不当表示」と同じ問題かのように扱われ、しかも法律上の名称は先きに「景品表示法」と名称して呼ばれるということが異様と思わないのであろうか。)また、「公正な競争を阻害するおそれがある過大な景品類の提供を防止」とされておき、最も聞かなくてはならないが、以前の公正取引委員会の口頭での説明では、零細・小規模商店が景品競争に敗れてつぶれることから保護するということであった。ここでの「公正な競争」というのは、そうした競争を意味している。価格で競争することと景品で競争することは事業者の戦略の問題ではないのか。不当販売に当たるケースは別として、狭義の景品について不当販売に当たらないものまで規制するべきでない。独禁法と不正な取引方法告示に委ねることでは何故問題があるということになるのか、公正取引委員会の	不当景品類及び不当表示防止法	公正取引委員会 取引部 消費者取引課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5039	50390057		社団法人 リース事業協会	57	電子メールによる広告規制について	電子メールによる広告規制については、「事業者がその従業員に対して行なう販売又は役務の提供」に加えて「事業者がその株式の過半数を保有する会社の従業員に対して行なう販売又は役務の提供」も適用除外とすることを要望する。	事業者の効率性の向上	グループ会社の従業員に対して、事業所に設置された従業員用のパソコンのアドレスに広告を送信する場合、広告の提供を希望しない旨の意思表示を受けているグループ会社の従業員を除外して、広告を送信することは非効率な作業となる。一方で、除外せず一斉送信したとしても、グループ会社の従業員にとって損害に繋がることは考え難い。昨年、同要望に対して経済産業省から「事業者とその株式の過半数を保有する会社の従業員との関係は、内部自治の問題であるとは言えず、特定商取引に関する法律の適用除外とすることは困難である。」との回答が示された。また、総務省から、「今回の要望にある広告の提供を希望しない旨の意思表示をしているグループ会社の従業員に対しても、あらかじめ同意を得れば広告メールを送信することは何ら問題がないものと考えられるが、受信を拒否している者に対する送信を、認めることはできない。」との回答が示された。特定商取引に関する法律について、株式の過半数を保有する会社を子会社として内部自治の問題の範疇と考えることは可能と思われる。	特定商取引に関する法律第11条、第12条の2、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第4条	総務省、経済産業省	
5040	50400001		オリックス	1	派遣社員の事前面接の自由化	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第26条第7項を廃止し、事前面接を紹介予定派遣以外でも可能にすることを要望する。	人材派遣事業の拡充に繋がる。	派遣登録者、派遣先がともに就業前の事前面接を希望するケースが大半である。昨年度提出した同要望に対して、厚生労働省から「紹介予定派遣以外の派遣を対象とした事前面接の解禁のための条件整備等について、紹介予定派遣における事前面接等の実施状況を勘案しつつ、その検討を速やかに開始する。」との回答が示された。検討を踏まえて早急に措置がされることを期待する。	労働者派遣法第26条第7項、派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針(平成11年労働省告示第138号)	厚生労働省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5040	50400002		オリックス	2	時間外労働の上限規制の緩和	裁量労働制を導入する一方で、労働の対価を時間で管理すべき業務について弾力的な対応を可能にするために、1年において延長することができる限度時間が360時間とされている36協定による労働時間について、労働者からの不服申立て受付機関の設置を義務付けるなど一定の要件を課した上で、労使間の合意により任意に労働時間を決定できる制度とすることを要望する。		雇用者、労働者の双方において合意の上で柔軟な労働時間の設定を望むニーズがある。昨年度提出した同要望に対して、厚生労働省から「米国のホワイトカラー・エグゼンプション制度(その改革の動向も含む。)を参考にしつつ、裁量性の高い業務については、改正後の労働基準法の裁量労働制の施行状況を踏まえ、今般専門業務型裁量労働制の導入が認められた大学教員を含め、労働者の健康に配慮する等の措置を講ずる中で、適用除外方式を採用することを検討する。」との回答が示された。検討を踏まえて早急に措置がされることを期待する。	労働基準法第36条、労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準	厚生労働省	
5040	50400003		オリックス	3	保育所に関する制度改正	保育所について、①夜間保育や休日保育の実施を含めた保育時間の延長、②入所時期の弾力化、③夕食の提供を含めたサービス内容の多様化、④待機期間をなくすための保育園と幼稚園の一元化、⑤発病時の保育サービスの拡充を図る政策を早期に実施することを要望する。		昨年、同要望に対して、厚生労働省から「新エンゼルプラン等に基づき、延長保育、休日保育、低年齢児の受入れの拡大、乳幼児健康支援一時預かり事業等についてその実施の推進に努めており、延長保育、休日保育といった事業については、平成16年度予算案において、新エンゼルプランにおける平成16年度の目標値を大幅に超えた予算を確保しているところである。また、平成16年度においては、もう一段の取組として、パートタイム労働者等が保育所を利用しやすくするため、週2・3日程度又は午前か午後のみ必要に応じて柔軟に保育所を利用できる特定保育事業について、対象年齢を就学前まで拡充するなどの措置を講ずることとしている。」との回答が示された。出産後、再度、就業機会を求める女性のニーズに合わせた制度改革をさらに推進する必要がある。	少子化対策基本方針(平成11年12月17日少子化対策推進関係閣僚会議決定)、新エンゼルプラン(平成11年12月19日6大臣合意)	厚生労働省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5040	50400004		オリックス	4	確定拠出年金制度に関する規制緩和	1. 拠出限度額の引き上げ(企業年金制度の有無にかかわらず、月50,000円程度までの引き上げを要望)2. 企業型のない企業に勤務した際、企業年金制度の有無にかかわらず個人型の加入者となれるようにすること3. 公務員、専業主婦であっても個人型の加入者となれるようにすること	確定拠出年金制度の普及制度のシンプル化、運用コスト(人的コスト含む)の削減	老後資産形成を続けるという制度の主旨を確保するために、加入後60歳まで引き出しをできないこととすることによって、退職者が加入資格なしとして個人型運用指図者とならざるを得ない実情は資産形成を阻害するものである。特に転職先の企業の制度有無で加入者と運用指図者に分別する必要はない。確定拠出年金制度と企業年金制度の同時導入を認めているのであるから企業年金制度のある企業の社員でも個人型加入者にして問題はないはず。また、企業年金制度は各企業の独自運営のものであり、この有無で拠出限度額に差をつける必要は感じない。これらの規制はポータビリティのメリットを阻害するものと捉えている。	確定拠出年金法 第二章、第三章	厚生労働省	
5040	50400005		オリックス	5	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律の廃止	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律により貸金業者のみに課せられている社債発行の登録手続を廃止し、証券取引法により、貸付債権を保有する発行会社に対して一律的な制度を構築することを要望する。		貸付債権のリスクは他の事業会社が行う業として行うものではない貸付においても内在するリスクであり、金融業者の貸付業務に固有なものではない。したがって、規制の目的が投資家保護にあるのであれば、貸金業規制法に規定する貸金業者等のみを規制の対象とする合理的な理由はない。昨年、同要望に対して、金融庁から「本法制定前は、出資法において、貸金業者等が「社債名義」を使って預金まがいの勧誘を行うことを防ぐため、貸金業者等が貸付資金に充てる目的で社債等を発行することが禁止されていたところ、本法の制定により社債の購入者等の保護を図りつつ解禁するに至ったものである。以上の経緯を踏まえ、社債の購入者等の保護に資する観点から、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律を廃止することは困難である。」との回答が示された。平成9年5月「ノンバンクに関する懇談会」報告書 5.(2)「ディスクロージャーの強化」には、「社債を含む有価証券に係る投資家保護は、証券取引法によるディスクロージャーや公正取引ルールによるのが基本」としており、さらに「社債発行ノンバンクに対するディスクロージャーの義務づけについては、本来、証券取引法で行うべきではあるが、…<省略>…当面、暫定的に、貸金業規正法等の他の法令で手当てするのでもよいのではないか、との意見があった。」と「当面、暫定的に」と明記されている。上記措置困難の回答は、報告書の内容に反するものであり、遺憾な回答である。すでに法施行から5年が経過しており、見直しの時期となっている。	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律	金融庁	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5040	50400006		オリックス	6	詐欺的金融犯罪の取締制度の抜本的整備	<p>出資法1,2条の立法論的妥当性を検討し、過剰規制を廃して、詐欺的金融犯罪の取締制度を改めて整備すべきである。〈*1〉【参考】「1999/7金融審議会第一部会中間整理(第一次)東大・神田教授意見発表資料」[いわゆる悪質商品の取扱いをどうすべきかという問題がある。この点については、我が国におけるこれまでの歴史に鑑みると、その対応等の面において典型的に別物として取扱ってきた面もあるので、基本的方向性としては、金融関連の詐欺的行為を禁止する法律を制定し、そちらで取締ることを検討することが望ましい(現在では、いわゆる出資法で一部取締りが可能であるが、出資法のように預り金を一律に禁止するような法律は、その立法論的な妥当性につき再検討する必要がある)。』</p>	<p>・例えば、匿名組合契約による出資受入などにおいて、出資金の全部または一部について営業者が保証する。・エスクロー事業(二当事者の取引のクローゼンクにあたり、第三者が資金を預かって管理することにより、取引上の危険を転換して取引を円滑にするもの)〈*2〉</p>	<p>・1条は、そもそも全面禁止されるべきものではない。出資者の認識と保証者の支払能力の問題であり、不当表示規制や金融商品販売規制として整理されるべきではないか。・金融庁は、「安全であると誤信して出資した一般大衆が不測の被害を被ることを防止する趣旨」とし、法務省は、「誤解を与える危険性が高く、これを一般的に許容した場合、一般大衆に不測の損害を与える危険が多分にある」とする。しかし、誤信によるものであれば、誤信しないように表示、説明をさせるという規制であるべきであろう。また、誤解を与える危険が多分にあるというのも、決して難しい話ではないのであって、おかしい。これを全面的に禁止し、仮に被害が発生していない場合でも3年以下の懲役という重い刑罰の対象となるというのは、果たして制度として妥当であるといえるのであろうか。・2条は、預り金の概念が曖昧あるいは広すぎる。刑罰があり、罪刑法定主義の観点から妥当性に疑問ある。〈*3〉法務省は、「その意義が明確に規定されており、その概念が不明確であるとは言えない」とするが、預金と同様の経済的性質を有するものということの解釈の幅は相当広い。また、「無条件に許容した場合、一般大衆に不測の損害を及ぼす」というのも、1条と同様に「騙し」によって起こっている問題である。・戒厳令型・前時代的処罰法規は、金融取引その他サービスの発展に目に見えにくい悪影響を及ぼしている。・「金融サービス法」等の金融関連法制と出資法との係わり合い、適用関係等が、経済社会情勢の進展に対応し、その発展に貢献するものとなるよう、引き続き制度整備の努力をしていくことが必要である。</p>	<p>出資法1条、2条</p> <p>(具体的要望内容の続き)</p> <p>〈*1〉出資法が現に果たす役割は詐欺罪の前段階的な処罰と思われ、これは不当な表示・勧誘により行われるので、不当表示防止法を独禁法の枠組みから切離して整備し、罰則強化、警察管轄とすることは検討できないか。相手方の属性(個人かブローカー)の観点も必要と思われる。</p> <p>〈*2〉エスクロー事業が出資法2条に抵触するの判断とせず、抵触するとの解釈も表明されており、事業を行おうとする際の重大な障害となる。</p> <p>〈*3〉例えば、不動産会社が賃貸事業で預かる敷金等、継続取引業者間の取引保証金などはどう解釈されるのか。</p>	金融庁、法務省、警察庁	
5040	50400007		オリックス	7	貸金業法の抜本的見直し	<p>昨年8月改正の貸金業法附則第12条第1項に規定された施行後3年を目途とする貸金業制度のあり方の見直しについて、早急に検討のための審議の場を設定することを要望する。</p>	<p>昨年8月改正の貸金業法附則第12条第1項に規定された施行後3年を目途とする貸金業制度のあり方の見直しについて、早急に検討のための審議の場を設定することを要望する。</p>		<p>貸金業の規制等に関する法律</p>	金融庁	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5040	50400008		オリックス	8	銀行法の代理店規制／貸付業務に限定した代理店の貸金業者への解禁	【規制内容】銀行の業務の全部又は一部を代理する者は、金融機関を除く法人にあっては、委任銀行の100%子会社またはその銀行持株会社の子会社でなければならない。【改革要望内容】銀行業務のうち貸付業務に限り、貸金業者(貸金業規制法の登録を受けた者)の代理を認める。	貸金業者が独自の営業店網で接触する顧客に対し、銀行ローンの契約の成約業務を行う。	貸金業者は、貸金業規制法の規制のもと、金銭貸借の媒介を行いうところ<＊1>、銀行の貸付けについては、媒介は可能としても代理ができない。これからの貸金業者は、いろいろな営業形態の展開が考えられるべきであり、それにより資金需要者のニーズに応え、融資事業の正常化が図られる必要がある。その場合の形態として、貸金業者が貸付金を自己の資産としないで代理業を行い手数料を取得する形態がある。これは銀行にとっても貸付を拡大する手法となるし、不適切な者には委任しなればよいので問題もない。昨年、同要望に対して金融庁から「代理店制度については、金融機関の健全性や決済システムに与える影響等の観点を踏まえつつ、資本関係等について見直しを行うこととし、16年度中に検討を行い、措置することとする。」と回答が示された。早急な措置を期待する。	銀行法施行規則10条が引用する同9条の3第2項8号ロ  (要望理由の続き) <＊1>出資法が現に果たす役割は詐欺罪の果段階的な処罰と思われ、これは不当な表示・勧誘により行われるので、不当表示防止法を独禁法の枠組みから切離して整備し、罰則強化、警察管轄とすることは検討できないか。相手方の属性(個人かプロか)の観点も必要と思われる。 <＊2>エスクロー事業が出資法2条に抵触するの判断とせず、抵触するとの解釈も表明されており、事業を行おうとする際の重大な障害となる。 <＊3>例えば、不動産会社が賃貸事業で預かる敷金等、継続取引業者間の取引保証金などはどう解釈されるのか。	金融庁	
5040	50400009		オリックス	9	信託法第58条の見直し・信託宣言やチャリタブルトラストの制度の創設	信託法58条の規定により、受益者が単独の場合においては信託の解除リスクになることがある。信託法58条の改正を望む。また、英米法における信託宣言やチャリタブルトラストの制度の創設を望む。	証券化のスキーム上倒産隔離性が高く税制上も優遇性が確保できるビークルとして資産流動化法上の特定目的会社(以下TMK)の制度があるがTMKへの出資金を保有する者としては、いまだにケイマンSPCが使われることが多い。(特定持分信託の制度は、左記の理由からリーガル的には若干のリスクが残ると解されており、複数のものを受益者にする必要があるなど使い勝手が悪くなってしまっている。)	左記の通り、英米法における信託宣言やチャリタブルトラストに代わる仕組みとして、資産流動化法上の特定持分信託や中間法人が利用されることがあるが、使い勝手などの理由からいまだにケイマンSPCが使われるケースが多い。信託法の見直しなどを行うことで証券化の仕組み上、より使い勝手がよく、低コストで国内完結しやすくなる制度の創設を望む。昨年、同要望に対して金融庁及び法務省から「SPC法の特定持分信託に関して、信託法第58条の特例を設けることについて検討し結論を得る。更なる信託スキームの活用に至る商事(営業)信託関連法制の見直しを行う。資産流動化に際しての信託宣言の許容に関して検討し結論を得る。」との回答が示された。早急な見直しを期待する。	信託法第1条、同法第58条、資産の流動化に関する法律第31条の2	金融庁、法務省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5040	50400010		オリックス	10	有限責任組合制度の整備/取得財産の限定の廃止	「中小企業等投資事業有限責任組合法」の改正により、投資対象範囲の中小企業・未公開企業要件が撤廃され、株式等に加え「社債、金銭債権の取得、金銭の貸付」が認められた。しかし、投資ビークルの法制であるから、「社債、金銭債権の取得、金銭の貸付」の追加に留まらず、対象資産の制限を設けない、純粋なビークル法制とするべき。	有限責任組合により、不動産、動産を取得する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・責任の有限性を担保するための制度の整備の必要性は、投資対象の相違によって異なるものではなく、ビークル法制で投資対象を制限すべき理由はない。(米国にはこのような制限はないことも考慮すべきである。)</li> <li>・投資は、いろいろな規模、対象物等があつて、投資の組成はそれに見合った法的構成を選択できることが望ましい。合資会社を利用すべしというのはニーズに合わない。</li> <li>・経済活性化のためにリスクマネーを投資に向かつて動きやすくすることが重要である。投資スキームのためのビークル法制を整備し、法的な安定を与えることが重要であり、リミテッド・パートナーシップ法の整備を要望する。</li> </ul>	中小企業等投資有限責任組合法	法務省、経済産業省	
5040	50400011		オリックス	11	証券取引法上の適格機関投資家の範囲拡大	現在、適格機関投資家は銀行等の金融機関や一部の事業会社に限定されている。このうち、事業会社については、以前は貸借対照表の「有価証券」及び「投資有価証券」の金額が100億円以上のもので金融庁長官に届出を行ったものとされている(過去は金額制限が500億円以上であったが、金融審議会での議論を踏まえ引き下げられた)。この範囲を、事業法人については保有有価証券の金額制限を更に5億円程度へと引下げ、また個人投資家についても資力に一定の制限(例:1億円以上)をつけた上で、届出を行ったものについては適格機関投資家の資格を付与するべき。	資本市場の活性化	<p>わが国資本市場の一層の発展と経済活性化のためには、様々なニーズに対応した金融商品の普及が不可欠。現行の公募ルールでは新しい商品に対する柔軟性に欠けるため、まずは私募市場の拡大が喫緊の課題と考えるが、従来の金融機関では積極的なリスクテイクに限界があり、資力とその意志ある投資家を増やすことが市場の厚みに繋がる。届出制をとることで、自己責任原則は徹底できるものとする。なお、個人については米国でも、資産規模等の制限をつけた上で適格機関投資家の範囲に含めている。</p>	証券取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第4条	金融庁	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5040	50400012		オリックス	12	信託業法改正の早期成立	信託業務の改正を行い、事業会社の信託業、信託代理店への参入を可能にする。現在、信託業、信託代理店は、金融機関に限られている。	信託業務について、競争が促進されるとともに、顧客への提案等の機会が増え、市場の発展、顧客の利便性の向上に役立つ。	信託業法の改正案が、国会に提出されたが、未だ成立していない。次期の国会において、早期の成立を行い、信託業務の市場の発展、顧客の利便性の向上を実現する必要があるため。	信託業法金融機関の信託業務の兼営等に関する法律金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則 第7条の2の2	金融庁	
5040	50400013		オリックス	13	全ての金融機関について不動産処 分型信託の全面解禁	信託子会社に処分型の不動産信託の 取扱いを認めることを要望する。	信託業務について、競争が促進されるとともに、顧客への提案等の機会が増え、市場の発展、顧客の利便性の向上に役立つ。	従前に認可を受けた信託銀行には取扱いが認められている業務について、一定の時期以降に認可を受けた信託銀行には認められていないのは合理的な理由がない。昨年、同要望に対して経済産業省から「金融機関に課されている他業制限や金融機関の業務との関連性等を踏まえ検討。」との回答が示された。早期に検討が開始され、不動産取引の活性化を図る観点から措置がとられることを期待する。	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令 第2条の2	金融庁	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5040	50400014		オリックス	14	生命保険募集人が使用人に対して行なう保険契約の申込をさせる行為の規制の見直し	法人である生命保険募集人又は保険仲立人が使用人に対して生命保険契約の申込みをさせる行為をすることを可能にすることを要望する。		<p>構成員契約規制については、1997年12月に行政改革委員会が内閣総理大臣に提出した最終意見の中で「①圧力募集の防止措置として過剰規制である。②販売チャネルについて消費者の選択を狭めるものである。③法的根拠が明確でない。したがって、構成員契約規制は妥当ではなく、廃止すべきである」と指摘されていた。昨年、同要望に対して金融庁から「行政改革委員会の意見を最大限尊重し、金融審議会において構成員契約規制の在り方について、結論を得るべく、引き続き検討を進める。」との回答が示された。早急な見直しを期待する。</p>	保険業法第300条第1項第9号、保険業法施行規則第234条第1項第2号、平成10年大蔵省告示第238号	金融庁	
5040	50400015		オリックス	15	生命保険の自己契約及び特定契約に係る規制の明確化	生命保険代理店が行なう、自己または自己と密接な関係を有する法人の保険契約の募集については、その募集が保険料の割引、割戻しを目的としない限りは、代理店手数料の支払が可能であることを明示することを要望する。併せて、「保険料の割引、割戻しを目的とする保険募集」の判断基準を示すことを要望する。		<p>法人代理店の自己契約に関し、損害保険では保険業法第295条第2項により全体保険料の50%を超えない範囲の取扱いが明文で認められていることに加え、同条が同第300条第1項第5号の他に設置されていることから、50%以内の自己契約についての手数料支払は認められるものと解される。特定契約に関しても、損害保険では事務ガイドライン3-1-2(1)②で同様の記載があり、全体保険料の50%を超えない範囲で当該代理店の取扱いが認められ、手数料の支払が行なわれている。これと対比して生命保険の自己契約・特定契約に関しては、保険業法に明文の規定がなく、事務ガイドライン2-2(3)②ロで「手数料支払等による保険料の割引、割戻し等を目的とした保険募集を行なうことがないよう」保険会社が指導・管理を行なうこととしている。保険料の割引、割戻しを目的とした保険募集を規制することに合理性はあるものの、法令等の規制の趣旨を踏まえて設けられたとする生命保険協会の生命保険募集代理店運営ガイドラインは、保険料の割引、割戻しを目的とし募集も一律的に禁止し、規制範囲を拡大して運用がなされている。これにより、生命保険の自己契約・特定契約に関し、法令等の根拠もなく、明文の規定を持つ損害保険よりも著しく厳しい運用となっており、結果として手数料の支払が行なわれないという不合理が生じている。</p>	保険業法第295条第2項、保険業法第300条第1項第5号、事務ガイドライン2-2(3)②ロ、事務ガイドライン3-1-2(1)②	金融庁	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5040	50400016		オリックス	16	銀行が販売する住宅ローン関連の長期火災保険について事業の用に供する建物も対象に含めること	平成13年4月、住宅ローン関連の長期火災保険、債務返済支援保険、信用生命保険、海外旅行傷害保険の銀行等による窓口販売が可能になった。しかしながら、住宅ローン関連の長期火災保険の販売については、居住の用に供する建物の建設等に係るローン関連の保険は対象とするが、賃貸住宅など事業の用に供する建物については対象とされていない。	事業の用に供する建物の取得にあたっては、居住用建物の取得と同じく銀行の資金融資を利用するケースは多い。取得目的の如何に関わらず住宅ローンの融資にあたっては当該担保物件の損害保険金請求権への質権設定が必須となる場合がほとんどである。事業用建物に関する火災保険についても銀行が代理店となることで融資実行と同時に保険付保が可能となり、事前に火災保険を手配する手間が無くなり、銀行窓口でのワンストップ手続きが可能になる。	現在、一部の保険について「保険契約者等の保護に欠けるおそれが少ない場合」として銀行による販売が認められているが、その他の保険について銀行が販売することが「保険契約者等の保護に欠ける」とは思われず、一方で、銀行の収益機会を奪い、契約者にとっても得るべき利便性が阻害されている。本年3月に金融審議会金融分科会第2部会が取りまとめた報告書「銀行等による保険販売規制の見直しについて」では、基本的方向性と実施時期について、「契約者や国民全体にとつての利益の増進という視点から、銀行等において原則として全ての保険商品を取り扱えるようにすることが適当であり、その際には、弊害防止措置が適切に講じられることが前提となる。(中略)実施時期については、メリットの実現を目指す観点から、できるだけ早期が望ましい。」としている。早期に銀行等がすべての保険商品を取り扱えるように措置が講ぜられることを要望する。	保険業法第275条 保険業法施行規則第211条第1項第1号	金融庁	
5040	50400017		オリックス	17	中小事業者に対する債務保証制度の見直し	中小事業者に対する債務保証制度を見直すことを要望する。	中小事業者の資金調達の円滑化が期待できる。	健全な経営を行う中小事業者や新規事業者の資金調達の円滑化を図る施策は必要であるが、公的機関の債務保証制度については、民間金融機関のモラルハザードを防止するための措置を講じる必要がある。また、資金の供給者を特定の金融機関に限定する現行の制度は、金融サービスを提供する事業者のイコールフットイングという観点から見直すべきである。	中小企業信用保険法中小企業信用保険法施行令	経済産業省、中小企業庁	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5040	50400018		オリックス	18	信用保証協会保証付債権の譲渡対象先の拡大	<p>中小企業保険法により信用保証協会保証付債権の譲渡の相手方としては銀行等の金融機関と整理回収機構・産業再生機構に限定されている。現在、金融庁策定の「リージョナル・バンキング」のアクションプログラム、金融再生プログラム等に基づき、各金融機関はデット型の再生ファンド、サービサー会社などを活用し、債務者の再生を図ることを積極的に企図しているが、再生ファンド、サービサー会社に保証付債権の売却ができないことが、金融機関の不良債権の早期処理、債務者の再生にとって大きな阻害要因となっている。一方で、保証付債権が整理回収機構・産業再生機構に譲渡された債務者に対しては同じく中小企業保険法によりセーフティネット保証の拡充が図られており、官民格差が大きい。よって、法改正あるいは、一定の条件(ex. 再生支援協議会が認定した再生計画案に基づく、債権譲渡であれば認める)を付したうえで、信用保証協会保証付債権の譲渡対象先の拡大を強く要望するもの。</p>	債務者の再生を前提とした信用保証協会保証付債権の譲渡対象先の拡大により、金融機関の不良債権の早期処理、債務者の再生が加速化することが期待できる。	具体的要望内容と同様	中小企業保険法施行令第1条の3ほか	経済産業省、中小企業庁	
5040	50400019		オリックス	19	社債の源泉徴収制度の早期撤廃	<p>社債等有価証券の円滑な流通を可能にするため、法人の源泉徴収制度を撤廃すべきである。</p>	資本市場の活性化	<p>法人が受け取る社債利子については、「振替債」の場合は源泉徴収の対象にならない旨決まっているが、一方で社債等の振替システムの立ち上げには、証券保管振替機構のスケジュール上2005年後半以降になるものと想定されているため、このままでは1年以上もメリットを享受できない。我が国の経済活性化のためには直接金融市場に対して早急に税制面での措置を行い、少しでも市場へ資金を流入させることが不可欠であり、振替債での取引を待つことなく早急な実施が求められる。昨年、同要望に対して財務省から「税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。」との回答が示された。しかしながら、本要望は税の徴収方法が社債の流通市場の効率性を歪めているという問題を指摘しているものであり、徴収方法を換えることを求めるものである。したがって、むしろ社債の流通市場の活性化の観点から検討を行って頂きたい。</p>	租税特別措置法第8条等	財務省、金融庁、経済産業省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5040	50400020		オリックス	20	公的機関向け等のリース契約の長期継続契約	OA機器等の物品、自動車の賃貸借についても、中央省庁・地方公共団体の双方において、現行の地方自治法の不動産の賃貸借契約同様の措置を講ずるべきである。	各省庁においてリース取引の導入が促進されることで、調達方法の多様化が図れる。	現在、各省庁が機器を導入するに際しては、その機器を複数年度にわたって使用することが明白である場合においても、予算による国庫債務負担行為として扱わずに、単年度リース契約を更新することによって対応している。これは、予算による国庫債務負担行為として扱うことを、各省庁が手続上の煩雑さゆえに敬遠していることが主たる理由と考えられる。上記の単年度リース契約については、ほとんどの場合にリース会社が投資元本の未回収リスクを負っている。投資元本の未回収リスクを負うか否かはリース会社の判断であるが、現行の制度が、複数年度にわたるリース契約の利用を妨げ、実質的に、単年度リース契約締結によるリース会社のリスク負担を強めている。昨年、同要望に対して総務省から「現在、長期継続契約の対象としているのは電気等の供給や電気通信役務の提供を受ける契約等であるが、OA機器のリース契約についても長期継続契約の対象とするよう措置する。」との回答が示された。また、財務省から「事務機器等のリース契約については、契約の期間及び債務の額があらかじめ確定できるなど、国庫債務負担行為を設定することにより対応できる場合もあることから、国においては、購入する場合や単年度賃貸借を行う場合と比較して複数年度のリース契約を行うことに合理性が認められる場合には、単年度契約を繰り返すという無駄を見直す観点からも、国庫債務負担行為を設定して複数年度にわたる賃貸借契約を締結することとし、この運用結果を踏まえて、さらに必要がある場合には、制度の見直しが可能かどうかについての検討をする。」との回答が示された。措置の状況、運用の状況を示して頂きたい。	財政法第15号、会計法第29条の12、予算決算及び会計令第102条の2、地方自治法第234条の3	財務省、総務省	
5040	50400021		オリックス	21	不動産特定共同事業契約締結に係る説明義務の撤廃	「金融商品の販売等に関する法律」に列挙される金融商品においては、読んで聞かせる説明義務を課しておらず、不動産特定共同事業法の説明義務の過度な規制を緩和すべきである。	不動産特定共同事業商品の販売の効率化とマーケットの拡大に寄与する。	「金融商品の販売等に関する法律」においては説明義務を販売業者に課しているが、対面による説明まで要求しているものではない。「説明」の概念の定義が法律上存在しないが、現在の運用は宅地建物取引業法第35条の重要事項説明と同等と解釈されているのが一般的となっており、実務上のコストは多大なものである。投資信託や商品ファンド等他の金融商品を販売する場合には書面の交付義務こそあれ、読んで聞かせるような説明義務までは課していない。昨年、同要望に対して金融庁及び国土交通省から「不動産特定共同事業法の契約成立前における契約内容説明義務に関して、その具体的態様については、消費者保護やトラブル未然防止等の観点から、個別の質問応答対応を確保しつつ、ビデオ、DVD等の電子機器の活用を可能とするよう、所要の通知を発する。」との回答が示された。ビデオ、DVD等の電子機器の活用が可能になることは望ましいが、そもそも多数の不動産をパッケージしている不動産特定共同事業は投資信託や商品ファンドと同様に金融商品であり、同等の書面の交付義務を課することで投資家保護は図られる。	不動産特定共同事業法第24条第1項	国土交通省、金融庁	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5040	50400022		オリックス	22	特定目的会社の借入先制限の緩和	SPCの借入先について貸金業規制法に基づく貸金業者などを追加する措置が講じられることを要望する。	プレーヤーの増加により、資産流動化が促進される。特に不良債権処理に貢献するものと思われる。	SPCに対して貸付を行う者に対して投資者保護措置と同様の保護を与える根拠はない。むしろ貸金業者にとっては事業機会の拡大に繋がるメリットがある。昨年、同要望に対して金融庁から「貸金業者等によるSPCへの貸付に対するニーズについての調査を行い、平成16年度までに結論を出すこととする。」との回答が示された。しかしながら、ニーズというものは制度が変わることで生まれることもあり、現段階におけるニーズの有無を判断したうえで制度改正の必要性を見極めるのではなく、規制の必要性がないのであれば、規制をなくす、あるいは緩和するという考え方を探るべきではないかと思われる。	資産の流動化に関する法律第150条の6、施行規則第41条	金融庁	
5040	50400023		オリックス	23	特定目的会社の資金調達手段の拡大	匿名組合契約に基づく出資などを追加し、その担い手を増やすべきである。	プレーヤーの増加により、資産流動化が促進される。特に不良債権処理に貢献するものと思われる。	金融機関、特定の事業会社が特定目的会社に貸付を行なうことが認められていることに鑑みれば、証券市場の発展への寄与を理由に匿名組合出資を認めない理由にはならない。また、例えば、特定目的会社に貸付を行なう企業が匿名組合出資を行なうことを認めることは、投資家保護に欠けるものではない。昨年、同要望に対して金融庁から「SPCの新たな資金調達手段として、匿名組合契約に基づく出資を受け入れる制度を設ける場合には、投資家保護の観点や、証券市場の発展に寄与することを考慮して、税務上の優遇措置が設けられていることから、SPC法上の特例として、当該出資持分は証券取引法上の有価証券と位置づけざるを得ない。しかしながら、「匿名組合契約は、営業者と出資者の人的信頼関係に基づく個別契約によってなされるものであり、転々流通することを前提とする有価証券化には馴染まないと考えられるため措置困難。」と回答しており、まずは当方の主張についてご理解頂きたい。なお、SPCによる借入れは、証券市場の発展に寄与することを考慮して税制上の優遇措置が設けられている制度の下において、例外的に認められているものであり、有価証券以外による資金調達を拡大することは適当でないとする。との回答が示された。今般、証券取引法が改正され、投資事業有限責任組合契約に基づく権利、投資事業有限責任組合契約に類似する組合契約に基づく権利等を有価証券とみなして、証券取引法の規定を適用することとなった。改正証券取引法を踏まえて、特定目的会社に対する匿名組合出資を認めることについて再度検討願いたい。	資産の流動化に関する法律第2条第2項	金融庁	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5040	50400024		オリックス	24	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和	<p>1. 年金給付等積立金の運用方法として、商品ファンド法上の商品ファンド(商品投資受益権)による運用を明示的に認めることを要望する。具体的には、年金給付等積立金の運用方法として、①厚生年金保険法136条の3の3の投資顧問業者の定義に商品投資顧問業者を加えること、ならびに②同136条の3の四のイロハニに追加、ホとして商品ファンド法上の商品ファンド(商品投資受益権)による運用を加えることを要望する。2. 「契約成立時交付書面」の全面撤廃を要望する。3. クーリングオフの義務撤廃大半の金融商品にはクーリングオフは無く、運用開始と同時に資金の純資産価値が変動する資金運用には馴染まない概念である。4. 海外のCTAが運用対象とする証券先物取引及び金融先物取引については組入比率制限の対象外とすることを要望する。5. 組入比率制限される金融商品のうち、確定運用を目的とする金融商品(特に預金)については組入比率制限の対象外とすることを要望する。</p>	<p>・年金資金の運用・商品ファンドの運用に投資顧問の起用・バックオフィス業務の簡素化・商品ファンドの運用コストの軽減・投資家への多様な商品の提供・映画ファンドの振興を通じた映画制作・配給・興業界の活性化</p>	<p>1. 多くの年金基金が株式相場下落によって3期連続のマイナス運用に苦しんでいる状況において、既存の有価証券のみに運用対象を限定しておく根拠は無い。商品先物投資は年金資金運用の選択肢を増やし、リスク分散の観点から運用成績の安定化への寄与も期待できる。厚生労働省からの回答では「商品ファンド」は、投資家から資金を集め、専門家が農産物や鉱物などの様々な商品に投資し、その収益を投資家に還元するものである。…&lt;省略&gt;…リスク管理が難しいこと、農産物や鉱物などの商品に投資対象としているため長期的には経済成長に見合った収益をえることができないことから、長期的に保持する対象とはならないと考えている。」とされているが、商品性について誤った認識の回答であり、遺憾である。商品ファンドの大半は、Modern Portfolio理論に基づき、総合的にリスクをコントロールすることが特徴であり、「リスク管理が難しい」という認識は改めるべきである。また、年金資金の運用は、全てが一律に長期運用とするわけではなく、年金受給者の人数等の状況やMarketの状況により、期間の長短、リスクの大小等を組み合わせることが必要となるのではないかと。年金基金は、プロの投資家であり、証券投資信託においても金融先物や為替先物で運用しているものやレバレッジを用いてハイリスク&amp;ハイリターンとなっているものも多く、各基金の選択に委ねるべきである。2. 契約成立前書面の撤廃は、リスク商品の情報開示後退と取られる可能性があるために措置が難しい項目であると考えられるが、この契約成立時書面を交付する直前、より詳細な目録見書(契約成立前書面)を交付しており、同等以下の内容の書面を再度交付することは、投資家に時間的・金銭的コストを負担させるだけで、情報開示には役立っていない。契約成立時の書面の交付義務は証券法など、他の類似の法律においては存在せず、明らかに過剰規制である。いち早く撤廃をすべきである。3. 商品ファンド募集の実務においては、資料請求、申し込み、契約締結、資金の払込と投資家が能動的に判断する局面が多く、クーリングオフ制度を活用した資金払込後の契約撤回は、ほとんど利用されていない現状である。クーリングオフの規制を維持する合理的理由は見当たらない。合理的理由が存在するならば、投資信託にも即刻クーリングオフを適用すべきである。4. 海外におけるManaged Futures, いわゆる商品ファンドの投資対象には</p>	商品投資に係る事業の規制に関する法律	金融庁、農林水産省、経済産業省	
5040	50400025		オリックス	25	社債及び短期社債に関する取締役会での決議義務付けの見直し	<p>社債及び短期社債についても、商法上はガバナンスの観点から「多額の借財」の取扱いと同様に位置付けるべきであり、商品性のみに基づく取締役会決議の義務付けは廃止されるべきである。</p>	<p>資本市場の拡大・活性化。</p>	<p>社債、短期社債について、包括決議での運用や、短期社債における商法296条の特例により機動性を確保すべき措置が講じられてはきているが、そもそも他の調達手段と区別して取締役会決議を義務付ける合理的な理由は乏しい。銀行借入等他の調達と比較して企業の資金調達の機動性を損なっているのは事実であり、投資家保護の観点からは証券取引法上の各種規定で十分。昨年、法務省は「社債の発行手続の見直しの要否は、他の資金調達手段との異同等の観点から、会社法制の現代化に係る議論の一環として検討されている。この会社法制の現代化については、「規制改革推進3か年計画(再改定)」(平成15年3月28日閣議決定)において平成17年を目途に法案提出予定とされている。この予定を目標に法制審議会において検討されており、上記の閣議決定されたスケジュールに従って検討を行ってまいりたい。」と説明している。見直しの方向で検討がなされることを要望する。</p>	商法第296条、社債等の振替に関する法律第83条	法務省、金融庁	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5040	50400026		オリックス	26	短期社債の公募発行に関する証券取引法上の開示内容の見直し	証券取引法上の発行登録や情報開示の規定を改正し、企業グループ内の金融子会社が発行する公募CPIについて、発行会社の親会社が債務履行に関する保証を行う社債について、連結ベースでの開示により発行が可能となるようにすべきである。	資本市場の拡大・活性化。	短期社債についても、原則として証券取引法上の公募の概念が適用されるが、CPIは日々の発行が行われるため、届出書方式で対応することは現実的でなく、発行登録方式で対応せざるを得ない。一方で発行登録制度を利用できるのは、原則として、有価証券報告書提出会社等であるため、現状、継続開示を行っていない格付けの高い会社がCPを事実上公募できない。日々発行されるCPの商品特性、連結ベースでの決算・企業情報開示、更に今後の金融業務の本体からの金融専門子会社への移行の流れを鑑みると、企業グループ内の金融子会社による公募を可能とするよう措置が講じられるべきである。昨年、同要望に対して金融庁から「投資者の権利は発行会社に対して生ずるものであり、投資者が投資判断を行なうためには、発行会社自身の企業情報等が重要である。発行会社の親会社が開示する連結ベースでの決算・企業情報開示では、当該発行会社個別の情報(個別企業の財務情報のほか、資力、返済能力、デフォルトの可能性等を含む。)が開示されないため、投資者は発行会社の企業情報等を考慮しないまま投資判断を行い、不測の損害を生じる可能性があり、投資者保護上問題である。なお、当該発行会社が有価証券届出書を提出すれば有価証券の発行は可能。また、その後有価証券報告書を1年以上継続して提出し、周知性要件を満たしておけば発行登録制度を利用することも可能。」との回答が示された。回答の趣旨を踏まえて、発行会社の親会社が債務履行に関する保証を行う社債について、親会社が連結ベースでの決算・企業情報を開示する場合は、当該発行会社が個別の情報(個別企業の財務情報のほか、資力、返済能力、デフォルトの可能性等を含む。)を開示することは義務付けないことを要望する。	証券法23条の3、社債等の振替に関する法律2条	金融庁	
5040	50400027		オリックス	27	外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外	「外国投資家」の定義のうち、「非居住者である個人」または「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体または外国に主たる事務所を有する法人その他の団体」により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める法人に関し、株式公開企業で極めて多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得したことによって、その保有比率合計が50%以上となってしまったような場合には、何らかの適用除外を検討いただきたい。例えば、上場会社の場合、株主1名の議決権比率が20%未満である場合などは、当該法の規制の趣旨の範囲外であり、適用除外とする措置等を検討いただきたい。	適正かつ自由な経済活動の実施	株式公開企業で極めて多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得したことによって、その保有比率合計が50%以上となってしまったような場合に、外国為替及び外国貿易法第27条の事前届出および第55条の5の事後報告を義務付けるのは過剰ではないかと思われる。	外国為替及び外国貿易法第26条第1項(外国投資家の定義)、第27条(事前届出)、第55条の5(事後報告)	財務省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5040	50400028		オリックス	28	サービサー法に関する改正要望	債権管理回収業に関する特別措置法(サービサー法)は、金融機関等の不良債権処理の促進を図るための特別措置法という臨時的な位置付けで制定された法律であるが、資産流動化・証券化における債権管理回収業務は、常に一定のニーズのあるものであり、恒久的な制度として本制度を整備していくという観点から以下事項を要望する。 1. 「債権回収」にかえて、「サービサー」を商号中に用いることが可能になることを要望する。2. 一般事業法人の有する売掛債権、請負代金債権などの取扱ができるよう、特定金銭債権の範囲の拡大を要望する。3. 資産流動化・証券化スキームにおける正常債権の管理回収に係るマスター・サービシング業務やプライマリー・サービシング業務についても、交渉履歴の作成義務があるなど不良債権の管理回収を想定した現行のサービサー法の規制が及んでいるが、緩和を要望する。4. 債権管理回収業に係る貸金業、事業再生ビジネス、アセットマネジメント業務など、債権管理回収業にかかわる周辺業務については、承認制ではなく、届出制に緩和することを要望する。	・金融機関、一般事業法人の不良債権処理の促進・金融機能のアンバンドリングに寄与・金融機関、一般事業法人の債権管理回収業のアウトソーシングによる業務効率化に寄与	1. サービサー会社では、通称として「サービサー」を使用しているところも多く、「サービサー」が定着していること。「債権回収」には後ろ向きな印象が付きまとい、サービサーの業務が拡大するなかで、円滑な事業展開を前向きに進められるため。2. 一般事業法人の不良債権処理のニーズが高い。また、一般事業法人においても債権管理回収業務のアウトソーシングのニーズも高いと思われるため。3. 資産流動化・証券化スキームにおける正常債権の管理回収業務についても、交渉履歴の作成が義務付けられている。このため、債務者(SPC)に書面を交付したときも、逐一、交渉履歴に記録しなければならず、事務作業が繁雑となっているため。4. 兼業承認を受けるまでのコスト・時間がかかり、迅速な業務展開ができないため。昨年、同要望に対して法務省から「債権管理回収業の実情やニーズを把握するため、業界団体等からのヒアリング調査などを今年度中に行い、その調査の結果を踏まえて、法改正を含めた検討をする。」との回答が示された。早急な措置を期待する。	債権管理回収業に関する特別措置法(サービサー法)	法務省、金融庁総、経済産業省	
5040	50400029		オリックス	29	不当景品類規制(総付け)の撤廃	不当景品類規制(総付け)を撤廃することを要望する。	事業者間の公正競争の活性化が図られ、その結果として、消費者利益に繋がる。	従前より同要望に対して公正取引委員会から「過大な景品提供は、消費者の適正な商品選択を阻害し、商品本体の品質・価格による公正な競争を阻害すると考えられる。このため、公正取引委員会としては、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがある過大な景品類の提供を防止する観点から、引き続き、適切な景品規制を行っていく考えであり、規制を撤廃することは適当ではないと考えている。ただし、景品規制の内容については、商取引の態様、経済状況、消費者の購買行動等の変化に応じて、常に見直しを行っていくことは必要であると考えている。なお、米国における景品規制では、一般懸賞(懸賞の方法により景品類を提供するもの)による景品提供については原則として禁止している。」との回答が示されている。そもそも日本語としての「景品」は、「商品に添えて客に送る品物。おまけ。」といった意味であり、主たる物の存在が前提の言葉であるにもかかわらず、オープン懸賞といったく種の全く異なるものを景品の定義などに含めてしまっていることがおかしい。問題なのは本来の言葉での景品である。総付けの場合のみを景品というべきであると思うが、以下ここでは誤解を避けるため狭義の景品という。狭義の景品が何ゆえに不当に顧客を勧誘することになるのか、消費者は何をいくらで買って、何がどれだけ付いているかを理解したうえで購入するかを選択するのである。不当表示の問題とは全く異なり、景品はうそでもだましでもない。国が勝手に国民を無能扱いしているようなものである。(本法が「不当景品」と「不当表示」を一纏の法律で規定していることもおかしい。「不当表示」はだましであって防止されるべきは当然のことであるが、狭義の景品が「不当表示」と同じ問題かのように扱われ、しかも法律上の名称は先述で「景品表示法」と省略して呼ばれるということが異様と思わないのであろうか。)また、「公正な競争を阻害するおそれがある過大な景品類の提供を防止」とされておられるにもかかわらず、以前の公正取引委員会の口頭での説明では、零細・小規模商店が景品競争に敗れてつぶれることから保護するということであった。ここでの「公正な競争」というのは、そうした競争を意味している。価格で競争することと景品で競争することは事業者の戦略の問題ではないのか。不当販売に当たるケースは別として、狭義の景品について不当販売に当たらないものまで規制するべきでない。独禁法と不正な取引方法告示に委ねることで何故問題があるということになるのか、公正取引委員会の	不当景品類及び不当表示防止法	公正取引委員会	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5040	50400030		オリックス	30	電子メールによる広告規制について	電子メールによる広告規制については、「事業者がその従業員に対して行なう販売又は役務の提供」に加えて「事業者がその株式の過半数を保有する会社の従業員に対して行なう販売又は役務の提供」も適用除外とすることを要望する。	事業者の効率性の向上	グループ会社の従業員に対して、事業所に設置された従業員用のパソコンのアドレスに広告を送信する場合、広告の提供を希望しない旨の意思表示を受けているグループ会社の従業員を除外して、広告を送信することは非効率な作業となる。一方で、除外せずに一斉送信したとしても、グループ会社の従業員にとって損害に繋がることは考え難い。昨年、同要望に対して経済産業省から「事業者とその株式の過半数を保有する会社の従業員との関係は、内部自治の問題であるとは言えず、特定商取引に関する法律の適用除外とすることは困難である。」との回答が示された。また、総務省から、「今回の要望にある広告の提供を希望しない旨の意思表示をしているグループ会社の従業員に対しても、あらかじめ同意を得れば広告メールを送信することは何ら問題がないものと考えられるが、受信を拒否している者に対する送信を、認めることはできない。」との回答が示された。特定商取引に関する法律について、株式の過半数を保有する会社を子会社として内部自治の問題の範疇と考えることは可能と思われる。	特定商取引に関する法律第11条、第12条の2 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第4条	総務省、経済産業省	
5040	50400031		オリックス	31	レンタカーのナンバー登録の一元化	貸渡人を自動車の使用者として行う家用自動車の貸渡し(レンタカー)の取扱いについて(平成7年6月13日自旅第138号)により、レンタカーの許可申請は貸渡しをしようとする家用自動車の配置事務所の位置を管轄する運輸支局長に提出することとされている。本規制について、リース事業者と同様に有償貸渡許可申請は本社所在地管轄運輸支局の1ヶ所とすることを要望する。		昨年、同要望に対して国土交通省から「レンタカー事業者が行う有償貸渡許可申請の提出先を本社所在地管轄運輸支局の1箇所ですることとするために必要な制度の見直しについて検討し、措置する。」との回答が示された。申請手続きの効率を向上させる観点から、早期の措置を要望する。	道路運送法第80条第2項、「貸渡人を自動車の使用者として行う家用自動車の貸渡し(レンタカー)の取扱いについて」(H7.6.13自旅第138号)	国土交通省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5040	50400032		オリックス	32	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続(検査・登録～国、車庫証明・納税～地方、自賠責保険確認～国)等の電子化は、規制改革推進3か年計画において、平成17年を目標に稼働開始(平成15年目途に一部地方公共団体に試験運用)となっているが、これを実現するため、添付資料記載の事項を含め早急に検討・具体化していくこと。なお、試験運用を行う際、大量の自動車を所有するリース会社の事務手続等を考慮して、その運用に当たったの検討等を行うこと。	電子化により、申請項目の共通化・統一化と申請に必要な添付書類の削減化ができれば、自動車関連業界の生産・販売・流通に係わる申請及び手続代行コストは大幅に軽減され、その軽減分を直接部門へ投入することで新たな自動車リース市場の開拓が促進され、経済活性化に資する。	手続申請の電子化がなされていないため、その手続を申請もしくは代行申請をする自動車関連業界(自動車リース業界も含む)に多大な負担を強いている。また、リース会社の税の申告・納付事務等は膨大であり、これらの事務作業の効率化、円滑化の観点から、電子化(書式の全国統一化)を図る必要があると考えられる。電子化の検討に際しては、利用者の意見を十分に反映させることによって、電子化による混乱等が生じないよう配慮する必要がある。	道路運送車両法、自動車登録令、自動車の保管場所の確保等に関する法律、自動車重量税法、自動車損害賠償保障法、地方税法、地方自治体条例 等	国土交通省、財務省、総務省、警察庁 地方自治体	
5040	50400033		オリックス	33	変更登録及び移転登録に係る特例措置の創設について	大量の車両を所有する者が変更登録・移転登録を行う場合、電子媒体等による一括申請等の措置を講じること。・大量の車両を所有する者が変更登録・移転登録を行うことを前提として、「所有者に係る自動車検査証の記載事項に変更事由(所有者の合併、名称・住所変更等)が生じた場合、特段の理由がある限りにおいては、特例として大量一括処理を効率的に行えるための申請手続きについて認める。」等の措置を講じること。	厳しい経済環境に対応等するための企業の組織再編等が容易となる。・リース会社の申請及び自動車検査証を収集するための過重な事務負担と経済的負担等が緩和される。	リース車両数は急速に拡大しているが、道路運送車両法における登録関係諸手続等はリース会社のような大量の車両を所有する者を想定した手続きが講じられていない。厳しい経済環境の中、リース会社においても企業の組織再編等が増加、また、経費削減等の観点から本社移転が行われている。これら経済環境の変化が著しいなか、大量の車両を所有するリース会社に合併、名称・住所変更等の変更登録・移転登録の事由及び自動車検査証の記載事項の変更事由が生じた場合、変更登録・移転登録の申請及び自動車検査証を収集するため過重な事務負担と経済的負担等がかかる。自動車の登録制度について高く評価するため、電子媒体等による一括申請等の措置を講じるとともに、リース会社のような大量の車両を所有する者に変更事由が生じた場合、特段の理由がある限りにおいては、特例として大量一括処理を効率的に行えるための申請手続きについて認める等の措置を講じること。	道路運送車両法第22条	国土交通省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5040	50400034		オリックス	34	自動車登録情報の電子的開示について	自動車登録情報について、所有者に限定して、電子的に開示すること	リース会社が自動車登録情報を活用することにより、自動車に係る環境対策・安全対策等の公益の増進に資する。	「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定)において、利便性の向上、個人情報の保護の観点からその方法、範囲について検討し、結論を得る(平成17年度中)とされている。個人情報の保護の観点については、所有者自身が電子的な情報開示を望んでいること、利用者については、例えば、リース契約と同時にユーザー＝利用者本人の同意を得ることができるなど懸念は極めて少ないと考えられる。また、本件が「自動車ワンストップサービスシステム」の機能の一つとして盛り込まれることにより、「自動車ワンストップサービスシステム」の利便性がさらに向上すると思われる。	道路運送車両法第22条	国土交通省	
5040	50400035		オリックス	35	自動車の使用の本拠の位置の変更に伴う登録番号(ナンバープレート)の変更について	現状、車輛の使用者の変更が無いにもかかわらず、使用の本拠の位置が(異なる自動車検査登録所間の)移転変更になった場合、自動車登録番号が変更となる。かかる場合、自動車登録番号の変更なく、車検証の「住所」、「使用の本拠位置」の表記のみの変更で済むよう要望する。	・ナンバープレートを変更する必要は無くなる・使用者、リース会社の車輛管理が省力化される。・ナンバープレートを変更することを嫌っての移転登録をしないことを防止できる。・自動車保険(任意保険)その他の変更手続きが省略される。・ナンバープレートの番号割り当ての速度が多少なりとも遅くなる。などの効果があると思われる。	おそらく現行のルールは自動車税徴収の利便に益するものと推測するが、電子化された行政においては他県ナンバーでも、税の徴収は「車台番号」と「使用の本拠の位置」または「使用者の住所」を把握することにより徴収は可能と思われる。現に、自動車運転免許証の免許証番号は、免許取得した県のコードが表記されているにもかかわらず、他県に移転しても、免許証番号に変更は無い。その場合、住所地管轄の公安委員会より、更新の案内が来る。また、住所地管轄の公安委員会より更新された免許証が交付されるとの事例がある。	道路運送車両法、自動車登録令、関係省令自動車保管場所法、関係省令自動車重量税法、関係省令地方税法、関係省令地方自治体条例	国土交通省、総務省(地方税制度の所轄部課局)、都道府県税事務所	